

令和 8 年度

いわき市の消費者行政

(令和 7 年度実績)

いわき市消費生活センター

目 次

I 消費者行政の概要

1 消費者行政の沿革	3～5
2 消費者行政の体制	6～7
(1) 組織・職員構成	
(2) 担当事務	
(3) 施設概要	
(4) 関連条例等	
3 消費者行政に係る事業費	7

II 令和7年度の主な事業実績

1 消費生活相談	11～18
(1) 相談件数	
(2) 消費生活相談に係る「あっせん」件数	
2 消費者教育（啓発）	19～27
(1) 消費者教育推進事業	
(2) 消費者教育啓発事業	
3 多重債務対策	28
(1) 多重債務無料法律相談会	
(2) 福島県多重債務者相談強化キャンペーン	
(3) 相談件数及び実施回数	
4 いわき市消費生活対策会議	29

5	その他	29～30
---	-----	-------

- (1) 製品安全 3 法に基づく調査
- (2) 福島県内消費生活センター等連絡調整会議
- (3) 東北都市消費者行政協議会
- (4) 全国中核市消費者行政協議会

Ⅲ 参考資料

関係条例等	33～83
-------	-------

- (1) いわき市民の消費生活を守る条例 33～43
- (2) いわき市民の消費生活を守る条例施行規則 44～74
- (3) いわき市消費生活センター条例 75
- (4) いわき市消費生活センター条例施行規則 76～79
- (5) 第二次いわき市消費者教育推進計画【概要版】 80～83

I 消費者行政の概要

I 消費者行政の概要

1 消費者行政の沿革

いわき市は、昭和41年10月1日に14市町村が合併して誕生し、商工水産部商工課商工係が、市民相談室などと連携して、消費者トラブルの相談や消費者支援のための啓発を行ってきたが、消費者行政の需要が増大してきたことから、昭和48年5月に市民部内に消費者対策室が設置された。

昭和48年秋には、石油危機に伴い物不足など物価狂乱状況となり、これに対応するため、同年11月にいわき市物価対策本部を設置するとともに、同年12月にいわき市物価調査員制度を創設した。

昭和49年2月には、消費者トラブルの相談窓口強化を図るため、「いわき市消費生活センター」を平字菱川町に設置した。

昭和58年4月には、市民の消費生活の安定及び向上を目的として、消費生活の施策を取りまとめて「いわき市民の消費生活を守る条例」が制定された。

昭和63年4月には、物価調査員を「消費生活モニター」に改称し、対象品目等の見直しを図った。

平成元年5月には、それまで個々に活動していた5つの消費者団体が構成団体となり「いわき市消費者団体連絡協議会」が設立され、市民活動の強化が図られた。

平成14年4月、施設の充実と交通の利便性の向上を図るため、消費生活センターを平字一町目のティーワンビル内に移転した。

平成19年4月、多重債務が全国的に大きな問題となったことから、本市でも平成19年11月に「多重債務者対策庁内連絡会議」を設置し、庁内関係部署との連携を図った。

平成20年6月から毎月2回、福島県弁護士会いわき支部の協力により「多重債務無料法律相談会」を開始した。

平成21年度から、複雑・深刻化する窓口相談業務の強化などを図るため、消費生活相談員の増員を図り、3名体制となった。また、消費者教育として、進学・就職を控えている市内の高校3年生等を対象に消費者トラブルの事例などを学ぶ「学校巡回消費生活講座」や自宅で消費生活の基礎知識を学ぶ「消費生活通信講座」を実施した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う震災関連の消費者トラブルに対しては、消費生活センターのみならず「福島県弁護士会(いわき支部)」で独自の相談窓口を開設するなど関係機関と連携して対応した。

平成23年度からは市内路線バス内での車内アナウンスを開始し、消費生活センターの広報を行った。

平成 24 年度から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「家庭用品」「消費生活用製品」及び「電気用品」の市域における立入検査を開始した（県から権限移譲）。

平成 26 年度には、「いわき市民の消費生活を守る条例」を改正し、消費者教育の推進を図る環境を整えるとともに、地域住民と保健福祉関係機関の協働により、地域内の一人暮らし高齢者等の声かけ活動や孤立感の解消などを行う「高齢者見守り隊」（高齢者見守りネットワーク【あんしん見守りネットワーク】、平成 21 年度開始）の団結式に参加するなど市福祉部門との連携を図った。

平成 27 年度には、なりすまし詐欺被害防止及び気軽に相談できる窓口の設置を目的として、「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」（主体：県警本部）が設立された。本市は設立時から同ネットワークに加入（消費生活センターも相談窓口の一翼）し、その他加入団体と共になりすまし詐欺対策を積極的に推進することとした。

平成 28 年 3 月、本市の消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るため、消費生活センターを消費者教育及び人材育成の拠点とすることなどを盛り込んだ「いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）」を策定した。

平成 28 年度から、「いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）」に基づき、消費者教育に係るコーディネーターを設置するとともに、小・中学校向けの消費者教育に関する副教材（副読本）の作成や、消費者教育に特化した出前講座である「消費者教育推進講座」を開始するなど、消費者教育に関する各種施策を積極的に展開した。

平成 29 年度から、成人一般等に係る消費者教育の推進を図るため、ライフスタイルの多様性などにより、講座など行政が提供する機会を活用することが困難な人に対し、自宅等において消費者教育に関する知識を修得できるようにするため、ガイドブックを作成し、成人式等で配布を行い消費者教育の浸透を図った。

令和 2 年度に、「いわき市消費者教育推進計画」の計画期間満了に伴う改定を予定していたが、上位計画である「福島県消費者教育推進計画」が新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けて、改定時期を 1 年延期したことから、市計画についても令和 3 年度に延期した。

令和 3 年度から、消費者教育の専門知識を有する消費生活コーディネーターを養成するため、「消費生活コーディネーター養成講座」を実施し、同年度に 13 名を認定した。認定者は、自主的に消費者教育を実施するほか、市の要請により消費者教育推進講座の講師として学校や公民館等で講師を務められるよう養成を図っており、令和 8 年度までに 35 名のコーディネーターの養成を目指している。

また、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられることを受けて、市内の高校 3 年生に対し、消費生活に関する知識を習得できるよう「ガイドブック」を配布

し、消費者教育の浸透を図った。

令和4年2月、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への変化に加え、成年年齢の引下げ、なりすまし詐欺や悪徳業者等の手口の巧妙化、デジタル化の進行やエコシカル消費の推進など、消費者を取り巻く社会経済情勢の変化や課題に対応するため、「第二次いわき市消費者教育推進計画」を策定した。

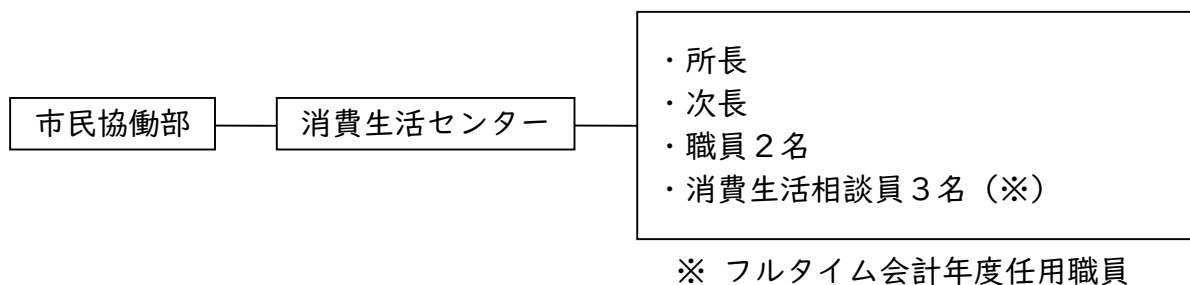
令和4年9月、「旧統一教会」を巡る社会問題に関し、国が「旧統一教会」問題・相談集中期間として合同電話相談窓口（9月5日～11月11日まで延長）を開設したことに伴い、本市独自の相談集中強化期間（9月9日～30日）を設け、靈感商法などで困っている方に対して、問題解決に最も資する制度や相談窓口を案内した（期間終了後は、通常の消費生活相談において案内を継続）。

令和6年度において、消費生活コーディネーターの認定数が市の認定数目標に概ね達したことから、「消費生活コーディネーター養成講座」を終了した。一方で消費生活コーディネーターに対し、引続き消費者教育に関する専門知識の習得などが必要であることから、「消費生活コーディネーター・ブラッシュアップ講座」を開催した。

令和7年度から、主に地域の高齢者の集い等からの要請を受けて実施する「地域講座」へ、市が認定した消費生活コーディネーターを講師として派遣する「消費生活コーディネーター活用事業」を開始した。

2 消費者行政の体制

(1) 組織・職員構成



(2) 担当事務

消費生活センター

- ・ 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること
- ・ 消費生活に関する知識の普及に関すること
- ・ 消費生活に関する情報の提供に関すること
- ・ 消費生活に係る商品の簡易な試験、検査等に関すること
- ・ 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関する
こと

(3) 施設概要

- ・ 名 称 いわき市消費生活センター
- ・ 所 在 地 福島県いわき市平字一丁目 1 番地 ティーワンビル 4 階
- ・ 開 設 日 昭和 49 年 2 月 15 日
- ・ 受付時間 平日 午前 9 時～午後 4 時
(休所日 土、日、祝日、12 月 29 日～31 日及び 1 月 1 日～3 日)
- ・ 施設規模 438.63 m² (事務室、相談室等含む)

(4) 関連条例等

- ・ いわき市民の消費生活を守る条例
- ・ いわき市民の消費生活を守る条例施行規則
- ・ いわき市消費生活センター条例

- ・いわき市消費生活センター条例施行規則
- ・第二次いわき市消費者教育推進計画

3 消費者行政に係る事業費

(1) 令和7年度当初予算

消費生活対策会議委員報酬	200 千円
消費生活対策会議経費	44 千円
消費者行政推進事業費	1,202 千円
消費生活センター運営費	13,123 千円
消費生活センター運営費 臨時経費分	2,183 千円
消費者教育推進事業費	2,154 千円
計	18,906 千円

(2) 令和8年度当初予算（参考）

消費生活対策会議委員報酬	200 千円
消費者行政推進事業費	1,333 千円
消費生活センター運営費	13,704 千円
消費者教育推進事業費	2,188 千円
計	17,425 千円

Ⅱ 令和7年度の主な事業実績

Ⅱ 令和7年度の主な事業実績

1 消費生活相談

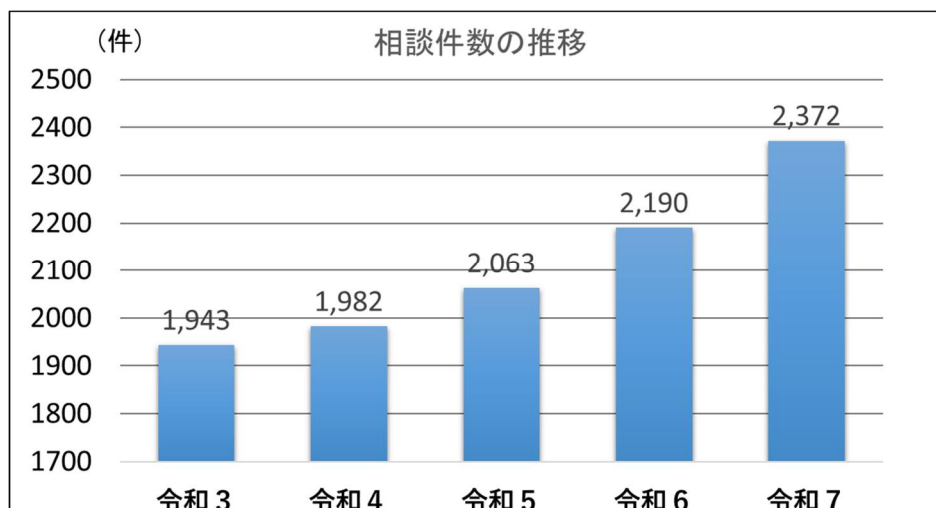
消費者を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化社会が進行する中で、高度情報化社会の進展等に伴い急激に変化しており、地域や家族のつながりが希薄化している中、特に「若年層及び高齢者の消費者被害」、「インターネットや情報通信に関連するトラブル」等に関する相談が増加傾向にあるなど、ますます複雑化・深刻化しています。

そのため、被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者を育成し、さらには社会の一員としてより良い市場とより良い社会の発展のために、積極的に関与する消費者を育成していく必要があります。

(1) 相談件数

令和7年度の消費生活相談件数は、2,372件で、前年度と比較して182件(8.3%)増加しています。過去5年を見ると、増加傾向にあります。

年度	件数	前年比	種別			方法		
			苦情	問合せ	要望	電話	面談	文書
令和3	1,943	93.8%	1,712	231	0	1,756	176	11
令和4	1,982	102.0%	1,751	230	1	1,785	195	2
令和5	2,063	104.1%	1,768	294	1	1,794	269	0
令和6	2,190	106.2%	1,946	244	0	1,930	259	1
令和7	2,372	108.3%	2,129	242	1	2,142	229	1



① 相談種別・相談方法別件数

相談種別では、「苦情」が2,129件(89.8%)、「問い合わせ」が242件(10.2%)、「要望」が1件(0.0%)となっています。

相談方法別では、「電話」が2,142件(90.3%)、「面談」が229件(9.7%)、「文書」が1件(0.0%)となっています。

② 契約当事者の性別・年代別・職業別件数

ア 性別 (件)

性別	男	女	その他・不明	計
件数	989 (41.7%)	1,072 (45.2%)	311 (13.1%)	2,372

イ 年代別 (件)

年代	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	その他・不明	計
件数	45 (1.9%)	157 (6.6%)	171 (7.2%)	245 (10.3%)	357 (15.1%)	384 (16.2%)	542 (22.8%)	471 (19.9%)	2,372

ウ 職業別 (件)

職業	給与生活者	自営・自由	家事従事者	学生	無職	企業・団体	行政	その他・不明	計
件数	896 (37.8%)	125 (5.3%)	177 (7.5%)	44 (1.9%)	676 (28.5%)	36 (1.5%)	3 (0.1%)	415 (17.5%)	2,372

※小数点第二位四捨五入のため、合計は100%にならない場合があります。

③ 契約購入金額・支払額 (円)

年度	契約購入金額	1件当たりの平均金額	既支払額	1件当たりの平均金額
令和6	734,576,011	335,423	144,800,916	66,119
令和7	917,451,808	386,784	287,156,914	121,061

④ 商品・役務等別分類相談件数

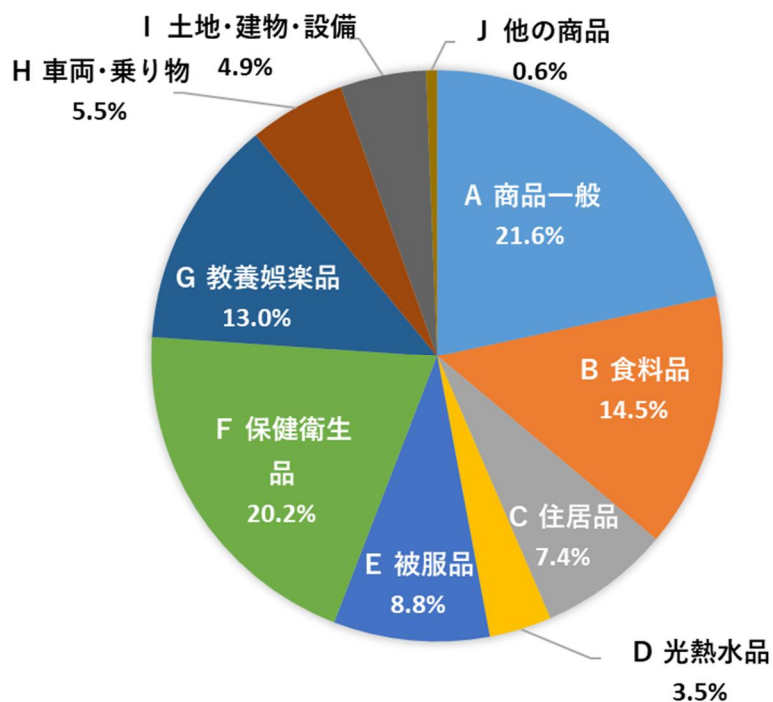
消費生活相談を「商品」、「役務（サービス）」及び「他の相談」に分類すると次のとおりとなっています。

ア 商品・役務等別分類件数

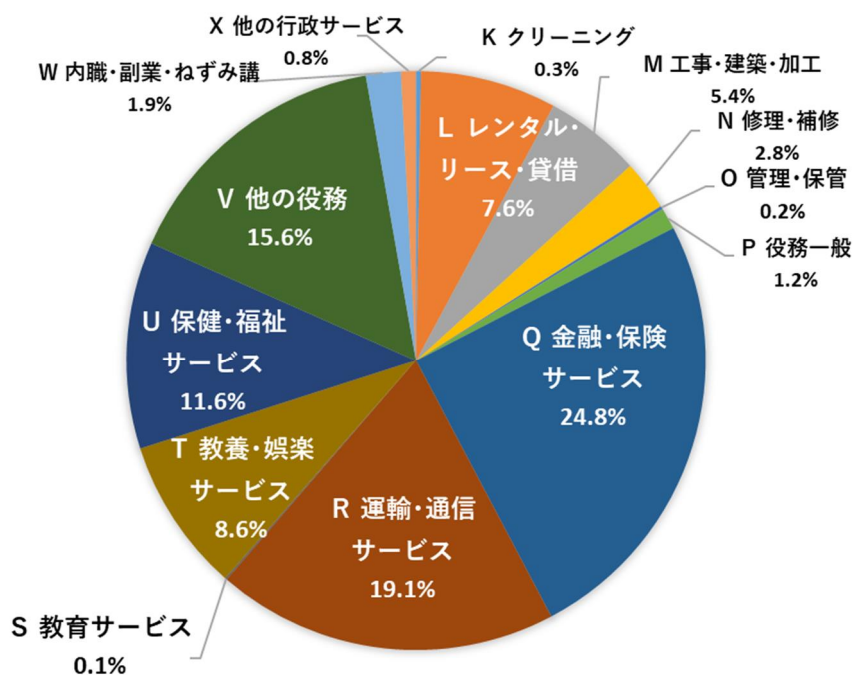
(件)

年度 分類		令和 5	令和 6	令和 7
商 品	A 商品一般	217	238	245
	B 食料品	129	165	164
	C 住居品	54	72	84
	D 光熱水品	34	58	40
	E 被服品	71	65	100
	F 保健衛生品	158	221	229
	G 教養娯楽品	131	119	147
	H 車両・乗り物	60	63	62
	I 土地・建物・設備	32	43	55
	J 他の商品	3	2	7
	商品計	889	1,046	1,133
役 務	K クリーニング	5	6	3
	L レンタル・リース・貸借	66	64	82
	M 工事・建築・加工	54	88	58
	N 修理・補修	38	36	30
	O 管理・保管	1	1	2
	P 役務一般	20	16	13
	Q 金融・保険サービス	271	233	268
	R 運輸・通信サービス	138	218	206
	S 教育サービス	1	4	1
	T 教養・娯楽サービス	114	101	93
	U 保健・福祉サービス	111	76	125
	V 他の役務	155	116	168
	W 内職・副業・ねずみ講	16	23	21
	X 他の行政サービス	9	3	9
役務計		999	985	1,079
他の相談		175	159	160
合計		2,063	2,190	2,372

イ 「商品」別分類件数割合（令和７年度）



ウ 「役務」別分類件数割合（令和７年度）



令和７年度の商品・役務等別分類のうち、「商品」に関する相談は１,１３３件で、相談件数全体の４７.８％を、「役務」に関する相談は１,０７９件で、相談件数全体の４５.５％となっています。

「商品」では、「商品一般」「保健衛生品」「食料品」の順に多く、「役務」では、「金融・保険サービス」「運輸・通信サービス」「他の役務」の順となっています。

⑤ 相談内容別件数

相談内容別では、「契約・解約」に関する相談が最も多く、次いで「販売方法」となっています。

【令和7年度相談内容別件数】

分類	相談内容	受付 件数	相談内容別件数（複数計上）													
			安全・衛生	役務・品質・機能	法規・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他
商品一般		245	0	1	3	21	0	20	108	173	20	0	0	0	0	7
食料品		164	3	10	4	5	1	27	121	135	18	1	0	0	0	0
住居品		84	1	13	2	2	0	20	51	62	9	0	0	0	0	1
光熱水品		40	0	3	1	6	0	2	10	25	8	0	0	0	0	0
被服品		100	0	3	5	0	0	31	77	90	16	0	0	1	0	1
保健衛生品		229	5	12	4	5	0	106	188	208	16	0	0	0	1	1
教養娯楽品		147	0	18	1	1	0	17	83	116	18	1	0	1	1	4
車両・乗り物		62	2	15	0	2	0	3	21	53	7	0	0	0	0	0
土地・建物・設備		55	3	8	2	4	0	1	18	40	4	0	0	0	0	1
他の商品		7	0	0	0	0	0	2	5	5	2	0	0	0	0	0
商品 計		1,133	14	83	22	46	1	229	682	907	118	2	0	2	2	15
クリーニング		3	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
レンタル・リース・貸借		82	1	6	3	22	0	0	6	62	21	0	0	0	0	1
工事・建築・加工		58	0	11	2	8	0	0	20	41	10	0	0	1	0	0
修理・補修		30	0	4	2	9	0	10	14	18	2	0	0	0	0	0
管理・保管		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
役務一般		13	0	0	0	1	0	0	3	12	0	0	0	0	0	0
金融・保険サービス		268	0	0	10	6	0	4	28	248	8	0	0	0	0	4
運輸・通信サービス		206	0	11	5	20	0	0	109	148	21	0	0	1	0	0
教育サービス		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽サービス		93	2	5	1	5	0	3	44	77	13	0	0	0	0	0
保健・福祉サービス		125	9	15	4	16	0	3	15	95	42	0	0	2	0	1
他の役務		168	3	5	3	23	0	22	93	119	17	0	1	1	0	1
内職・副業・ねずみ講		21	0	0	1	0	0	2	16	17	0	0	0	0	0	0
他の行政サービス		9	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	0	0	0	2
役務 計		1,079	15	58	31	112	0	44	353	842	134	0	1	5	0	10
他の相談		160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総件数		2,372	29	141	53	158	1	273	1,035	1,749	252	2	1	7	2	25

⑥ 特殊販売に係る相談件数

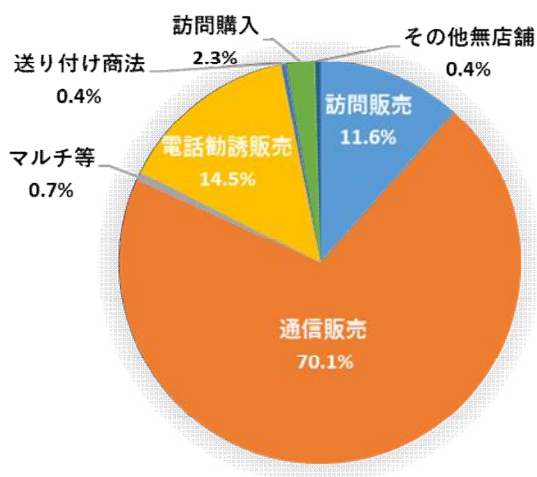
販売購入形態別で、店舗購入以外を「特殊販売」といい、訪問販売や通信販売などが該当します。

ア 販売方法別分類件数 (件)

年度 販売方法	令和5	令和6	令和7	令和7年度に多かった商品・役務内容
訪問販売(※)	115	188	136	住宅工事、光回線、分電盤点検
通信販売	642	736	824	化粧品、サプリメント
マルチ等	20	7	8	
電話勧誘販売	109	171	170	光回線、固定電話サービス、ブレーカー点検
送り付け商法	6	3	5	
訪問購入	13	11	27	不用品買取り
その他無店舗	4	2	5	
合計	909	1,118	1,175	

※訪問販売：家庭等訪問、S F 商法、キャッチセールス、アポイントメント商法等

イ 販売方法別分類件数割合（令和7年度）



令和7年度の特種販売に係る相談件数は1,175件で、相談件数全体の49.5%を占めており、内訳では、「通信販売」に係る相談が824件で最も多く、特種販売に係る相談件数全体の70.1%を占めています。相談内容としては、化粧品やサプリメントの定期購入に関するトラブルが多く寄せられています。

特殊販売に係る相談統計（令和7年度）

（件）

内容別分類項目 商品別分類項目	受付件数	うち 特殊販売件数	性別(契約者)			年代(契約者)								職業(契約者)						販売方法									
			男性	女性	不明	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	給与生活	自営・自由業	家事	学生	無職	その他	不明	訪問販売	通信販売	マルチ等	電話勧誘販売	送り付け商法	訪問購入	その他無店舗	店舗購入(参考)	不明(参考)
A 商品一般	245	111	70	110	65	5	11	17	26	21	39	47	79	71	9	20	4	53	4	84	1	85	3	10	1	11	0	8	126
B 食料品	164	137	72	80	12	6	2	1	13	33	37	55	17	59	6	14	6	65	2	12	2	119	0	16	0	0	0	16	11
C 住居品	84	64	45	32	7	1	2	7	7	9	17	29	12	29	7	6	1	33	0	8	9	50	1	0	1	3	0	8	12
D 光熱水品	40	14	16	19	5	0	1	3	4	9	8	7	8	15	2	5	0	12	0	6	4	1	0	9	0	0	0	5	21
E 被服品	100	89	25	70	5	4	5	6	14	21	17	24	9	47	4	14	4	20	0	11	0	81	0	0	1	6	1	5	6
F 保健衛生品	229	210	66	154	9	1	6	10	22	49	57	69	15	99	17	29	0	68	1	15	3	197	3	4	1	0	2	9	10
G 教養娯楽品	147	104	70	66	11	2	11	12	12	26	23	37	24	50	6	9	3	58	2	19	18	80	0	1	1	3	1	20	23
H 車両・乗り物	62	24	40	20	2	1	10	4	12	13	11	9	2	40	3	4	1	10	0	4	0	20	0	0	0	4	0	33	5
I 土地・建物・設備	55	23	30	21	4	0	3	5	4	6	5	17	15	17	4	2	0	20	1	11	19	3	0	1	0	0	0	11	21
J 他の商品	7	6	2	4	1	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1	1	1	1	5	0	0	0	0	0	0	1
商品計	1,133	782	436	576	121	20	51	65	114	187	216	296	184	429	59	104	19	340	11	171	57	641	7	41	5	27	4	115	236
K クリーニング	3	1	1	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
L レンタル・リース・貸借	82	4	33	44	5	2	9	13	10	11	8	10	19	31	8	3	3	22	2	13	3	1	0	0	0	0	0	22	56
M 工事・建築・加工	58	21	37	16	5	0	1	1	4	6	11	21	14	19	3	2	0	22	0	12	21	0	0	0	0	0	0	11	26
N 修理・補修	30	13	14	14	2	1	1	4	7	6	3	5	3	14	3	2	0	7	1	3	11	2	0	0	0	0	0	9	8
O 管理・保管	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
P 役務一般	13	8	7	4	2	0	0	0	2	5	1	3	2	5	3	0	0	2	0	3	0	8	0	0	0	0	0	0	5
Q 金融・保険サービス	268	33	152	96	20	0	27	26	38	39	35	55	48	121	8	14	2	82	2	39	2	26	0	4	0	0	1	12	223
R 運輸・通信サービス	206	101	99	75	32	2	8	14	10	22	42	64	44	62	11	10	1	73	7	42	21	15	0	65	0	0	0	18	87
S 教育サービス	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
T 教養・娯楽サービス	93	71	52	32	9	7	8	7	11	23	17	9	11	44	2	9	7	21	0	10	0	69	0	2	0	0	0	8	14
U 保健・福祉サービス	125	6	24	96	5	9	34	22	22	13	7	8	10	75	2	9	8	23	0	8	2	2	0	2	0	0	0	93	26
V 他の役務	168	111	76	72	20	1	9	12	19	27	28	36	36	52	17	16	2	52	8	21	17	45	0	49	0	0	0	20	37
W 内職・副業・相場	21	21	6	14	1	2	7	4	2	2	2	1	1	11	2	1	2	3	1	1	1	13	1	6	0	0	0	0	0
X 他の行政サービス	9	0	6	1	2	0	0	0	1	0	0	5	3	1	0	0	0	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9
役務計	1,079	391	508	467	104	24	104	105	126	154	155	219	192	437	59	67	25	313	21	157	79	182	1	128	0	0	1	195	493
Z 他の相談	160	2	45	29	86	1	2	1	5	16	13	27	95	30	7	6	0	23	7	87	0	1	0	1	0	0	0	0	158
総数	2,372	1,175	989	1,072	311	45	157	171	245	357	384	542	471	896	125	177	44	676	39	415	136	824	8	170	5	27	5	310	887

⑦ 多重債務無料法律相談件数

福島県弁護士会いわき支部の協力により実施している「多重債務無料法律相談会」の利用件数は、令和7年度が36件となっており、利用件数は横ばいとなっています。

性別及び年代別内訳

(件)

年度	利用 件数	性別内訳		年代別内訳						
		男性	女性	20 歳 未 満	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 代 以上
令和5	34	20	14	0	4	6	5	9	9	1
令和6	33	18	15	0	4	4	7	10	3	5
令和7	36	19	17	0	6	6	8	6	9	1

(2) 消費生活相談に係る「あっせん(※)」件数

(件)

年度 \ 内訳	件数	解決	不調	解決率
令和5	181	167	14	92.3%
令和6	241	231	10	95.9%
令和7	173	163	10	94.2%

※あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

2 消費者教育（啓発）

(1) 消費者教育推進事業

幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭、職域等のさまざまな場における消費者あんしんサポートとして、消費者教育を受けることができる機会を創出するため、消費生活コーディネーターや消費生活センター職員等による講座を開催しています。

① 消費者教育推進講座

消費生活コーディネーター等を講師として派遣する講座で、主に小・中学校などで開催しています。



ア 小学校実施分

(人)

No.	月日	実施主体	学年等	受講者数
1	5月15日	久之浜第一小学校	5年	24
2	5月15日	勿来第一小学校	5・6年	56
3	5月21日	平第三小学校	4年	70
4	5月22日	豊間小学校	5年	42
5	5月29日	磐崎小学校	5・6年	174
6	6月12日	大浦小学校	6年	39
7	6月12日	好間第四小学校	3～6年	19
8	6月26日	平第二小学校	5年	63
9	6月27日	小川小学校	高学年・保護者	116
10	7月2日	小名浜第二小学校	6年	81
11	7月3日	好間第二小学校	5年	39
12	7月9日	江名小学校	5・6年	26
13	7月10日	湯本第二小学校	6年	29
14	7月10日	好間第一小学校	5年	48
15	7月10日	長倉小学校	5年	38
16	7月11日	菊田小学校	5・6年	130

No.	月日	実施主体	学年等	受講者数
17	7月11日	三和小学校	4年	9
18	7月16日	赤井小学校	5年	50
19	9月5日	平第五小学校	5年	96
20	9月5日	勿来第二小学校	5年	28
21	9月9日	小名浜東小学校	5年	67
22	9月10日	綴小学校	5年	5
23	9月10日	中央台南小学校	5年	37
24	9月24日	高野小学校	5年	14
25	9月25日	湯本第三小学校	5年	36
26	11月4日	錦東小学校	5年	31
27	11月4日	遠野小学校	6年	29
28	11月5日	鹿島小学校	4年・保護者	50
29	11月5日	中央台東小学校	5年	53
30	11月5日	宮小学校	5年	16
31	11月5・6日	高坂小学校	5年	79
32	11月6日	小玉小学校	6年	26
33	11月13日	草野小学校	4年	58
34	11月13日	川部小学校	5・6年	22
35	11月19日	中央台北小学校	5年	38
36	11月19日	夏井小学校	5・6年	19
37	11月26日	錦小学校	6年	59
38	11月26日	郷ヶ丘小学校	5年	67
39	12月3日	御厩小学校	5年	42
40	12月3日	湯本第一小学校	4年	51
41	12月18日	泉小学校	4～6年	447
42	1月22日	四倉小学校	4年	57
小学校合計				2,480

イ 中学校実施分

(人)

No.	月 日	実施主体	学年等	受講者数
1	4 月 21 日	中央台南中学校	1 年	97
2	5 月 9 日	勿来第二中学校	2 年	26
3	6 月 3 日	小名浜第一中学校	1～3 年	560
4	6 月 11 日	磐城緑陰中学校	1～3 年	20
5	6 月 25 日	平第三中学校	2 年	131
6	6 月 26 日	中央台北中学校	2・3 年	220
7	7 月 2 日	江名中学校	2 年	52
8	7 月 3 日	湯本第二中学校	2 年	32
9	7 月 9 日	内郷第一中学校	3 年	111
10	7 月 11 日	三和中学校	2 年	21
11	7 月 31 日	秀英中学校	3 年	16
12	12 月 17 日	豊間中学校	2 年	24
13	12 月 18 日	赤井中学校	2 年	34
14	1 月 23 日	久之浜中学校	2 年	21
中学校合計				1,365

ウ 高等学校実施分

(人)

No.	月 日	実施主体	学年	受講者数
1	6 月 11 日	磐城緑陰高等学校	1～3 年	80
高等学校合計				80

小・中・高校合計	3,925
----------	-------

② 地域講座

消費生活センター職員・消費生活コーディネーター等が講師となる講座で、主に地域の高齢者の集いや、民生児童委員の研修会などで開催しています。



(人)

No.	月日	実施主体	対象	受講者数
1	5月20日	いわき市立中央公民館	高齢者	70
2	7月4日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	18
3	7月24日	道山集会所つどいの場(コスモス会)	高齢者	12
4	8月6日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	10
5	8月19日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	15
6	8月20日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	20
7	8月21日	富岡町地域包括センター	高齢者	15
8	9月16日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	6
9	9月19日	にこにこ会	高齢者	20
10	10月15日	鹿島長寿会	高齢者	10
11	10月21日	いわき市社会福祉協議会 遠野地区協議会	高齢者	12
12	11月14日	さくらの会	高齢者	7
13	11月18日	好間地区民生児童委員協議会	民生委員	12
14	11月19日	葉山いきいきクラブ	高齢者	7
15	11月25日	シルバー人材センター	家事援助サービス 会員	10
16	1月6日	平地区民生委員第七方部	民生委員	10

No.	月日	実施主体	対象	受講者数
17	1月17日	権利擁護・成年後見センター	市民後見人養成 講座受講者	9
18	1月19日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	6
19	1月21日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	7
20	1月21日	いわき総合高等学校 好間校舎	高校3年	52
21	2月10日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	8
22	2月20日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	6
23	2月24日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	8
24	3月19日	いわき市社会福祉協議会 四倉地区協議会	高齢者	4
合計				354

③ 消費生活コーディネーターブラッシュアップ講座

本市の消費者教育のさらなる充実と強化を図るため、市内在住の消費生活コーディネーターの養成及び講師としての活躍を目的に開催しています。

○ 概要

若年層から高齢者までのあらゆる年齢層に対する消費者教育を学習し、認定試験に合格し認定された消費生活コーディネーターを、消費者教育推進講座の講師として学校や公民館等に派遣するため、講師のスキルアップを目的に、ブラッシュアップ講座開催による支援をしています。

・令和7年度講座回数3回 延べ受講者 29人



④ 親子で学ぶ消費生活講座

小学生及びその保護者に、消費生活に係る学習機会を提供し、消費生活への関心を高め、賢い消費者になるための意識醸成を図ることを目的に開催しています。

○「エシカル消費を学ぼう!和紙であかりづくり講座」

- ・開催日 令和7年8月1日
- ・概要 遠野町の和紙を使ったあかりづくり体験を通して、エシカル消費について学ぶ。
- ・講師 キガミヤ 高嶋 祥太氏
- ・参加者 11組 24人



○「おこづかいから学ぶお金の話」

- ・開催日 令和7年8月5日
- ・概要 おこづかいの使い方、貯め方、お金の流れ・トラブルの事例などを学ぶドリルやゲーム、クイズを活用した参加形式で楽しく学ぶ
- ・講師 J-FLEC 金融経済教育推進機構
- ・参加者 13組 28人



(2) 消費者教育啓発事業

① 消費者教育副読本

小学校における消費者教育をより効果的に推進することを目的として、市内の小学校に配布しています。

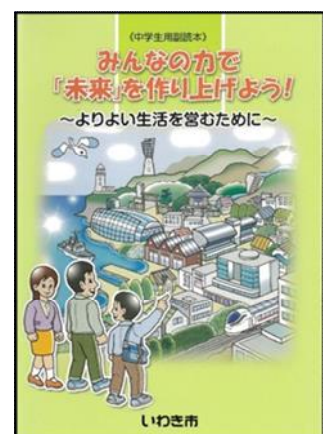
- ・対象 小学4年生を目安
- ・配布数 2,800部



② 消費者教育副読本

中学校における消費者教育をより効果的に推進することを目的として、市内の中学校に配布しています。

- ・対象 中学2年生を目安
- ・配布数 2,800部



③ 啓発パンフレット【高齢者向け】

電話勧誘や訪問販売などの消費者被害未然防止のために、つどいの場（※）に参加する高齢者等に配布しています

- ・対象者 つどいの場参加者
- ・配布数 5,600 部

※ つどいの場

地域の高齢者を主体とした団体で、市が運営を支援しながら、健康づくりや介護予防に関する活動を行っています。



④ 啓発パンフレット【若者向け】

若者を狙った悪徳商法や契約トラブル（エステ、美容、投資など）が急増しているため、被害防止に向けて、市内教育機関へ啓発パンフレット配布しています。

- ・対象者 市内各大学・短期大学・高等専門学校、支所等
- ・配布数 990 部



⑤ 消費者被害防止ポスター【小学生向け】

ネットトラブルに関する注意喚起を行うため、公共施設のほか、市内小学校へポスターを配布しています。

- ・対象者 公共施設、市内小学校
- ・配布数 173 枚



⑥ 暮らしの豆知識

消費者トラブルの対策に役立つ情報や日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げた国民生活センター発行の「暮らしの豆知識」を、市民の皆さんが自由に閲覧できるよう、市の窓口等（支所・福祉関連等）に配置しています。

- ・配付先 支所、地区保健福祉センター等 計 74 か所
- ・配布数 118 部



⑦ 多言語対応啓発パンフレット【外国籍者向け】

本市に在住する外国人の増加に伴い、外国人の消費者被害防止に向けて、スマートフォンのアプリからアクセス可能な多言語に対応する啓発パンフレットを配布しています。

- ・配布先 国際交流協会、支所、公民館等 計51か所
- ・配布数 970部



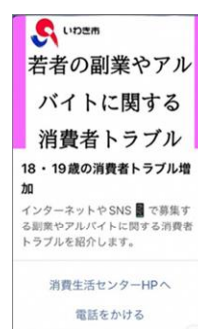
⑧ 市公式ホームページ・SNS

市公式ホームページ及び SNS (LINE・Facebook・X) において、注意喚起情報のほか、消費生活相談の案内、講座やイベント、消費者教育に関する情報などを掲載し、市民の皆さんが最新情報を取得できるよう定期的に更新しています。

市公式ホームページ



市公式 SNS (LINE)



- ・SNS による発信回数 17回

⑨ 市防災メールを活用した消費者トラブル情報の発信

市が登録者のパソコンや携帯電話に、防災・気象情報のほか、火災情報や防犯情報などの緊急情報をメールで配信する「防災メール配信サービス」(「防犯情報」登録数(配信数)約16,600人)を活用し、最新の消費者トラブルに関する注意喚起情報等を発信しています。

- ・防災メール配信サービスによる発信回数 17回



⑩ 成人式該当者への情報発信

「令和8年いわき市成人式」の参加申込者の中で、市からのお知らせメールを希望した方に、若者に注意してほしい消費者トラブルの情報を発信しています。

- ・送信先件数 303件

⑪ いわき市の消費者行政

前年度の消費者行政関連業務などをまとめ、市公式ホームページに公開しました。
また、市民の皆さんが自由に閲覧できるよう、市役所本庁舎等に配置しています。

- ・配置場所 市役所本庁舎エレベーターホール、消費生活センター閲覧室

⑫ くらしのカレンダーへの情報掲載

市社会福祉協議会が、市内の高齢者に配布している「くらしのカレンダー」に、高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルの情報を掲載しています。



⑬ 新聞「いわき民報」に注意喚起情報掲載

毎月最終月曜日のいわき民報「せいかつ」コーナーに、消費者トラブルに関する注意喚起の記事を掲載しています。

月	タイトル
4月	SNSなどのインターネット取引によるトラブルに注意
5月	警察を名乗る電話に注意!
6月	お米の詐欺サイト出没中!
7月	住宅用太陽光発電システムの点検商法が急増!
8月	高齢者を狙った催眠商法に注意!
9月	訪問販売による悪質リフォームに注意!!
10月	若者に気をつけてほしい消費者トラブル!!
11月	水回り修理サービスの高額請求に注意!!
12月	年末年始～身近な製品による、けがや事故に気をつけて!!～
1月	最近多い消費者トラブルや高齢者の家庭内事故を防ごう!!
2月	引っ越しサービスについての注意!!
3月	電気・ガスの契約トラブルにご注意!

3 多重債務対策

(1) 多重債務無料法律相談会

平成 20 年 6 月から、福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、「いわき市多重債務無料法律相談会」を実施しています。

- ・実施日時 毎月第 1・第 3 火曜日 午前 10 時～正午
- ・実施場所 いわき市消費生活センター
- ・相談時間 1 人 30 分程度（予約制）
- ・実施方法 債務状況などを確認するために、事前に消費生活センターで面談し、対象者の状況を確認したうえで、弁護士相談の必要を認めた場合に、無料法律相談会を実施します。
なお、弁護士との相談の際に相談者が希望する場合には、消費生活センター職員又は消費生活相談員が同席しています。
- ・弁護士数 各回 1 名

(2) 福島県多重債務者相談強化キャンペーン

国の多重債務者対策本部による「多重債務者相談強化キャンペーン 2025」の一環として、「福島県多重債務者相談強化キャンペーン」（福島県、福島県弁護士会など主催）に参加し、12 月のキャンペーン期間に、「(1) 無料法律相談会」を拡大実施（月 2 回→月 4 回）しました。

なお、希望者には、「こころの健康相談」や「生活就労相談」を併せて実施しています。

- ・実施日時 令和 7 年 12 月 2 日・9 日・16 日・23 日 午前 10 時から正午
- ・実施場所 いわき市消費生活センター
- ・その他 こころの健康相談（対応：市保健所）
生活就労相談（対応：市生活・就労支援センター）
※弁護士への相談時間、実施方法及び弁護士数については、「(1)無料法律相談」と同じです。

(3) 相談件数及び実施回数

年度	相談件数 (件)	実施回数 (回)	相談件数全体に 対する比率 (%)
令和 5	34	20	1.7
令和 6	33	17	1.5
令和 7	36	17	1.5

4 いわき市消費生活対策会議

いわき市消費生活対策会議は、「いわき市民の消費生活を守る条例」に基づき、消費者行政の適正な運営及び消費者の被害救済の適正な処理を図ることを目的に、知識経験者や消費者・事業者の代表などを委員とする庁外審議組織として設置しています。

同会議と行政との緊密な連携の元、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進することで、市民の消費生活の安定及び向上を目指しています。

会議	開催日	内容
第1回	令和7年 5月28日	・本市の消費者行政の現状等 ・消費生活相談の概要等 ・令和6年度消費者教育（啓発）の実施状況 ・令和7年度消費者教育（啓発）の実施事業
第2回	令和8年 3月17日	・第二次いわき市消費者教育推進計画の進捗評価 ・消費生活相談の概要等 ・消費生活に係る市民アンケートの結果 ・次期いわき市消費者教育推進計画の方向性・策定スケジュール ・消費生活対策会議の運営体制

5 その他

(1) 製品安全3法に基づく調査

① 電気用品安全法に基づく調査

同法に基づき、重点品目（経済産業省東北経済産業局が指定）から、本市の立入検査品目を選定し、電気用品を販売する市内店舗において、販売及び販売目的で陳列する電気用品の適正な表示に係る調査を実施しています。

【令和7年度対象品目】

直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、電熱器具（電気ストーブ）、光源及び光源応用機械器具（LED電灯器具、電気消毒器（殺菌灯））

② 家庭用品品質表示法に基づく調査

同法に基づき、生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、「品質表示の必要な家庭用品」として政令で定めるものから、本市の立入検査品目を選定し、家庭用品を販売する市内店舗において、販売及び販売目的で陳列する家庭用品の適正な表示に係る調査を実施しています。

【令和 7 年度対象品目】

布団、盆、エアコン、接着剤

③ 消費生活用製品安全法に基づく調査

同法に基づき、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品として政令で定めるものから、本市の立入検査品目を選定し、消費生活用製品を販売する市内店舗において、販売及び販売目的で陳列する消費生活用製品の適正な表示に係る調査を実施しています。

【令和 7 年度対象品目】

吸水性合成樹脂製玩具

④ 製品安全 3 法に基づく調査の実施結果（令和 7 年度）

関係法	対象品目	店舗数	調査品目	調査結果
① 電気用品安全法	4	4	2 1	問題なし
② 家庭用品品質表示法	4	5	3 1	問題なし
③ 消費生活用製品安全法	2	4	1	問題なし

(2) 福島県内消費生活センター等連絡調整会議

県内各地域における消費生活相談体制の充実と連携を図るため、福島県が県内消費生活センター及び市町相談窓口を集めて、開催しています。

(3) 東北都市消費者行政協議会

東北各都市の消費者行政の諸問題について情報交換と相互の連絡調整を行い、消費者行政の円滑かつ効果的推進に寄与することを目的とする「東北都市消費者行政協議会」に加盟し、東北各都市と連携を図っています。

(4) 全国中核市消費者行政協議会

消費者行政の諸問題について、意見交換と相互連絡を行い、消費者行政の効果的推進に資することを目的とする「全国中核市消費者行政協議会」に文書会員として加盟し、全国中核市と連携を図っています。

III 參考資料

〇いわき市民の消費生活を守る条例

昭和58年3月23日
いわき市条例第13号

改正	昭和59年3月27日いわき市条例第17号	平成元年3月31日いわき市条例第58号
	平成13年3月29日いわき市条例第31号	平成14年3月29日いわき市条例第19号
	平成26年9月24日いわき市条例第36号	平成26年12月24日いわき市条例第50号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条の4）
- 第2章 消費者の権利の確立
 - 第1節 危害の防止（第5条—第13条）
 - 第2節 表示の適正化（第14条—第20条）
 - 第3節 包装の適正化（第21条—第24条）
 - 第4節 計量の適正化（第25条）
 - 第5節 宣伝広告の適正化（第26条）
 - 第6節 取引方法等の適正化（第27条—第31条）
- 第3章 生活関連物資等の販売等の適正化等（第32条—第39条）
- 第4章 被害の救済（第40条・第41条）
- 第5章 消費生活安定協定（第42条）
- 第6章 消費者の啓発等（第43条—第44条）
- 第7章 消費者の申出（第45条）
- 第8章 消費生活対策会議（第46条・第47条）
- 第9章 事業者の弁明（第48条）
- 第10章 雑則（第49条・第50条）

附則

- 第1章 総則
- （目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、市が実施する市民の消費生活を守る施策その他の事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

- （1）消費生活に係る商品、権利又は役務（以下「商品等」という。）によつて、生命、身体又は財産が損なわれない権利
- （2）商品等について、適正に表示させる権利
- （3）商品等について、不当な取引を強制されない権利
- （4）消費生活において、事業者の事業活動によつて不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- （5）消費生活に必要な情報が速やかに提供される権利

(6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動するため、消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）を受ける権利

(7) 消費者の意思が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利

2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

4 消費者施策の推進は、次に掲げる事項に配慮して行われなければならない。

(1) 高度情報通信社会の進展への的確な対応

(2) 消費生活における国際化の進展への的確な対応

(3) 環境の保全

(市長の責務)

第3条 市長は、市政の運営に当たっては、消費者の権利を確立するよう努めるものとする。

2 市長は、この条例に定める施策の実施に努めるものとする。

3 市長は、市民の参加及び協力の下に、この条例に定める施策を実施するものとする。

4 市長は、この条例に定める施策を実施するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、関係業界等に対し、適切な措置を講じるよう求めるものとする。

5 市長は、国又は他の地方公共団体から、消費者行政の推進について協力を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を侵さないようにしなければならない。

2 事業者は、市長が実施するこの条例に定める施策の実施に協力しなければならない。

3 事業者は、事業活動によつて消費者に不当に消費生活上の被害を与えたときは、これを救済するよう努めなければならない。

4 事業者は、消費者からの苦情、相談、意見等を適切に処理するよう努めなければならない。

5 事業者は、消費者との取引を円滑に行うようにするため、商品等に係る知識の習得、接客態度の向上等を図る従業員教育を実施するよう努めなければならない。

6 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その供給する商品等に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

7 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第4条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、前条第7項の基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、事業者が商品等を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、市長が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第4条の3 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市長が実施するこの条例に定める施策に積極的に参加及び協力するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第4条の4 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

- 2 消費者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の販売等の禁止)

第5条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産を損ない、又は損なうおそれのある商品等（以下この節において「欠陥商品等」という。）を販売し、又は提供してはならない。

(商品等の安全性の確保)

第6条 事業者は、欠陥商品等を販売し、又は提供することのないよう、常に、品質管理の徹底、販売方法の改善、店舗等の衛生管理の徹底その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(欠陥商品等に対する事業者の措置)

第7条 事業者は、その販売し、又は提供する商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、法令又は福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年福島県条例第39号）（以下「法令等」という。）に別の定めがある場合を除き、直ちに当該商品等の販売又は提供の中止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第8条 市長は、事業者が前条の規定による措置を講じないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者若しくは関係人に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って、帳簿、書類、商品等その他必要な事項を調査させ、若しくは事業者若しくは関係人に対し、質問させることができる。

- 2 前項の規定に基づく立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。

- 3 市長は、事業者若しくは関係人が第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問に返答せず、若しくは虚偽の返答をし、又は事業者が同項の規定に基づく調査を拒み、若しくは妨げたときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求)

第10条 市長は、欠陥商品等の是正について必要があると認めるときは、速やかに、国又は他の地方公共団体に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(危険情報の提供)

第11条 市長は、商品等に重大な欠陥があり、消費者の生命、身体又は財産を守るため緊急の必要があると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、直ちに当該商品等の名称、それを販売し、又は提供する事業者の氏名若しくは名称その他必要な情報を市民に提供

するものとする。

(商品等の試験等)

第12条 市長は、商品等によつて消費者の生命、身体又は財産が損なわれるのを防止するため、商品等の試験、検査又は調査（以下この条において「試験等」という。）を実施し、又は関係行政機関等に実施を依頼し、必要に応じ、試験等の結果を公表するとともに、事業者又は関係事業者団体を指導することができる。

2 市長は、試験等の実施に当たつて必要があると認めるときは、必要な限度において、事業者に対し、資料の提供を求めることができる。

3 事業者は、前項の規定に基づく資料の提供を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(事業者の安全性の立証)

第13条 市長は、商品等が消費者の生命又は身体を損なう疑いがあると認めるときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該商品等を販売し、又は提供する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、商品等（商品にあつては、原材料を含む。次項において同じ。）が安全であることを立証するよう求めることができる。

2 市長は、事業者が前項の規定に基づく安全性の立証の求めに応じない場合において、正当な理由がないと認めるとき又は同項の規定に基づいて行つた事業者の立証では、商品等の安全性を十分に確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、立証するよう再度求めることができる。

3 市長は、消費者の生命及び身体の安全を確保するため必要があると認めるときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、前2項の経過及び結果を公表することができる。

第2節 表示の適正化

(商品等の内容等の表示)

第14条 事業者は、消費者が商品等を誤つて選択し、使用し、保存すること等を防止するため、法令等に別の定めがある場合を除き、商品等の成分、性能、内容量、用途、使用方法、製造年月日、賞味期間、保存方法、販売し、又は提供する事業者の氏名若しくは名称及び電話番号その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(自動販売機の管理者氏名等の表示)

第15条 事業者は、消費生活に係る商品（以下「商品」という。）を自動販売機で販売するときは、当該自動販売機を管理する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

第16条 削除

(訪問販売時のアフターサービスの内容等の表示)

第17条 事業者は、訪問販売をする場合において、修理、交換等のアフターサービスを取引条件とするときは、アフターサービスの内容、連絡先、連絡方法、苦情申出先等を表示した書面を消費者に交付しなければならない。

第18条 削除

(単位価格及び価格の表示)

第19条 事業者は、消費者の適切な商品等の選択に役立てるため、その商品等について、質量、長さ、面積、体積、時間、回数等の単位当たりの価格（以下この条において「単位価格」という。）及び販売又は提供の価格（以下「価格」という。）を表示するよう努めなければならない。

2 規則で定める事業者は、規則で定める商品等を販売し、又は提供するときは、規則で定める単位価格の表示に使用する単位を用いて、規則で定める単位価格及び価格の表示方法等により単位価格及び価格を表示しなければならない。

- 3 前項に規定する事業者以外の事業者が自主的に同項の規定により指定された商品等を、同項の規定により指定された単位を用いて、同項の規定により指定された表示方法等により単位価格及び価格を表示した場合において、規則で定めるプレートを店舗等に掲示したときは、当該事業者を同項の事業者とみなす。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、事業者が第15条、第17条又は前条第2項（同条第3項においてみなされた場合を含む。）の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第3節 包装の適正化

(安全性の確保)

第21条 事業者は、消費者向けの包装（消費者が商品を受け取るときの包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下この節において同じ。）をするときは、法令等に別の定めがある場合を除き、安全な包装資材を用いるとともに、商品を保護し、又は品質を安全に保つよう適切に包装しなければならない。

(表示の不明確化の禁止)

第22条 事業者は、消費者向けの包装をするときは、包装された商品の表示を不明確にするような包装をしてはならない。ただし、包装された商品の見本を提示して販売するときは、この限りでない。

(過大又は過剰包装の禁止)

第23条 事業者は、消費者向けの包装をするときは、規則で定める基準を超える過大又は過剰な包装をしてはならない。

(指導、勧告及び公表)

第24条 市長は、事業者が第21条、第22条又は前条の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第4節 計量の適正化

(試しばかりの配備及び面前計量の励行)

第25条 事業者は、計量の適正化を図るため、消費者が当該事業者の店舗内等で購入した商品の質量等が正確であるかどうかを確認することができる試しばかりを当該店舗内等に置くよう努めなければならない。

- 2 事業者は、消費者に商品を計量して販売するときは、消費者が当該事業者の行う商品の質量、長さ、面積又は体積の計量が正確であるかどうかを確認できる場所で計量するよう努めなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定の実施を励行させるため、事業者又は関係事業者団体を指導することができる。

第5節 宣伝広告の適正化

(関係行政機関への措置要求)

第26条 市長は、事業者が宣伝広告について、不当な表示を行い、又は不公正な取引方法を用いている疑いがあると認めるときは、速やかに、関係行政機関に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第6節 取引方法等の適正化

(不当な取引行為の禁止)

第27条 事業者は、消費者に対し、次の各号に掲げる不当な取引行為をしてはならない。

- (1) 販売又は訪問購入の意図を隠し、取引に関して重要な情報を提供せず、誤解を生じさせるおそれのある情報を提供し、執ように説得し、心理的不安に陥れる等の不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを前提とする資金の貸付けその他の信用を供与する契約において、購入に係る他の事業者の行為が前2号のいずれかに該当することを知り、又は知り得たにもかかわらず、消費者に対し当該契約を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為
- (4) 前号に規定する契約において、消費者が当該商品等の購入につき当該他の事業者に対して生じている事由をもつて正当な主張をしているにもかかわらず、消費者又はその関係人に対し、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為
- (5) 消費者又はその関係者に対し、欺く、威迫する等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を請求し、又はその履行をさせる行為（当該契約の成立又はその内容について当事者間に争いのある場合を含む。）
- (6) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をすることなく履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
- (7) 消費者の正当な契約申込みの撤回、契約の解除、取消し等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除、取消し等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

2 市長は、前項各号に掲げる不当な取引行為の基準を規則で定めることができる。

(深夜、早朝の訪問等の禁止)

第27条の2 事業者は、消費者から要請があつた場合を除き、消費者の私生活の平穩を著しく損なわないよう、午後9時から翌日の午前8時までの間は、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入の目的をもって、消費者の住居等を訪問し、又は電話等をしてはならない。

(深夜、早朝の取立て及び不当な貸付債権取立行為の禁止)

第28条 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。以下この項及び次条において同じ。）を営む事業者若しくは貸金業を営む事業者の貸付債権を取得した者又は貸金業を営む事業者若しくは貸金業を営む事業者の貸付債権を取得した者から取立ての委託を受けた者（次項において「貸付債権取立者」という。）は、消費者から要請があつた場合を除き、消費者の私生活の平穩を損なわないよう、午後9時から翌日の午前8時までの間は、貸付債権取立ての目的をもって、債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者の住居等を訪問し、又は電話等をしてはならない。

2 貸付債権取立者は、前項に定めるもののほか、消費者の私生活の平穩を損なうような規則で定める不当な貸付債権取立行為をしてはならない。

(貸金業を営む事業者に対する指導等)

第29条 市長は、貸金業を営む事業者と金銭の借受けに係る契約（貸付金が消費生活の用に供されるものに限る。）を締結した債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者から、当該借受けに関して苦情の申出があつたときは、必要に応じ、実情を調査し、当該貸金業を営む事業者又は関係事業者団体に対する指導その他必要な措置を講じるものとする。

(指導、勧告及び公表)

第30条 市長は、事業者が第27条、第27条の2又は第28条の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。ただし、当該事業者の事業活動による消費生活上の被害の発生又は拡大を防止する

ため緊急の必要があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定に基づく指導又は勧告を行つたときは、速やかに、第46条に規定する対策会議に対して、その緊急の必要性、指導又は勧告の内容等必要な事項について報告しなければならない。

3 市長は、第1項本文の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求)

第31条 市長は、事業者が用いている取引方法等が法令等その他特別の定めに違反している疑いがあると認めるときは、速やかに、関係行政機関に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第3章 生活関連物資等の販売等の適正化等

(生活関連物資等の流通の円滑化及び価格の適正化)

第32条 事業者は、常に、消費者の日常生活に必要な商品等（以下この章において「生活関連物資等」という。）の流通の円滑化及び価格の適正化に努めなければならない。

(生活関連物資等の価格等の調査及び公表)

第33条 市長は、生活関連物資等のうち必要なものについて、価格、需給動向等を調査し、その結果を公表するものとする。

(生活関連物資等の売渡し等の要請)

第34条 市長は、生活関連物資等が不足し、又は不足するおそれがあるため、消費者の日常生活に支障を来し、又は支障を来すおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、又は提供する事業者に対し、売渡しその他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づく要請があつたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(生活関連物資等の価格の適正化の要請)

第35条 市長は、生活関連物資等の価格が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあるため、消費者の家計を急激に圧迫し、又は圧迫するおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、又は提供する事業者に対し、当該生活関連物資等を適正な価格で販売し、又は提供するよう求めるものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づく要請があつたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(結果の公表)

第36条 市長は、第34条第1項又は前条第1項の規定に基づく措置を講じるよう求められた事業者が当該措置を講じたときはその結果を、講じなかつたときはその旨を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求又は指導、勧告及び公表)

第37条 市長は、生活関連物資等の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるとき又は生活関連物資等の価格が異常に上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め若しくは売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、関係行政機関に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとし、又は第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、若しくは提供する事業者に対し、是正するよう指導し、若しくは勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(立入調査等)

第38条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って、帳簿、書類、生活関連物資等その他必要な事項を調査させ、若しくは当該事業者に対し、質問させることができる。

2 前項の規定に基づく立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者に提示しなければならない。

(共同購入等に対する援助)

第39条 市長は、消費者団体その他の市民の団体が生活関連物資等の共同購入等を行う場合において、必要があると認めるときは、あつせんその他必要な援助を行うものとする。

第4章 被害の救済

(市長の被害救済の措置)

第40条 市長は、消費者から事業者の事業活動によつて消費生活上の被害を受けた旨の申出があつたときは、公正かつ速やかに、その被害の救済を図るため、実情の調査その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項に規定する被害の原因等を明らかにするため必要があると認めるときは、申出に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 事業者は、前項の規定に基づく説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

4 市長は、第1項に規定する被害の申出に係る紛争のうち、当事者が自ら解決することが困難なものについては、当該紛争を第46条に規定する対策会議のあつせん又は調停に付託するものとする。

5 市長は、前項の規定によるあつせん又は調停の結果について、第46条に規定する対策会議から規則で定める調書が提出された場合において、消費者を啓発するため必要があると認めるときは、その経過及び結果を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第41条 市長は、事業者の事業活動によつて消費生活上の被害を受けた消費者から、当該被害に係る事業者を相手方とする訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下この条において同じ。）の提起について援助を求められた場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件を満たすときは、消費者の権利を確立するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該訴訟に要する経費に充てる資金の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

(1) 同一又は同種の原因による被害を受けた消費者が多数生じ、又は生じるおそれがあること。

(2) 訴訟に要する経費が被害額を超え、又は超えるおそれがあること。

(3) 消費者が市内に住所を有すること。

(4) 消費者が福島県から同一の訴訟に関し貸付けを受けていないこと。

2 市長は、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に関して事業者へ訴訟を提起された消費者から反訴（訴訟の係属中にその訴訟手続を利用して、被告である消費者が原告である事業者を相手方として逆に訴訟を提起することをいう。以下この条において同じ。）について援助を求められた場合において、当該反訴が次の各号に掲げる要件を満たすときは、消費者の権利を確立するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該反訴に要する経費に充てる資金の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

(1) 反訴の内容が相手方事業者へ金銭等の給付を求めるものでないこと又は当該反訴に係る経費が相手方事業者に求める金銭等の給付の額を超え、若しくは超えるおそれがあること。

(2) 消費者が市内に住所を有すること。

(3) 消費者が福島県から同一の反訴に関し貸付けを受けていないこと。

3 前2項に定めるもののほか、消費者の訴訟又は反訴（第46条第2項第5号において「消費者訴訟」という。）の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 消費生活安定協定

（消費生活安定協定の締結等）

第42条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上に役立てるとともに、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に関して、事業者の自主的な改善を促進するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、事業者又は事業者団体との間に消費生活安定協定（次項において「協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

第6章 消費者の啓発等

（消費者啓発及び消費者教育の推進）

第43条 市長は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会が広く求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

（消費者教育に関する計画）

第43条の2 市長は、消費者教育の推進に関する法律第9条第1項に規定する基本方針等を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画（同法第10条第2項に規定する市町村消費者教育推進計画をいう。）を定め、これを公表するものとする。

2 市長は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、第46条に規定する対策会議の意見を聴かなければならない。

（消費者の組織化等）

第44条 市長は、消費者の権利の確立のための自主的な努力に対し援助協力するため、自ら又は関係行政機関と協力して、消費者の組織化及び組織の育成に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第7章 消費者の申出

（消費者の申出）

第45条 消費者は、自らの消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、市長にその旨を書面で申し出て、必要な措置を講じるよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を当該消費者に書面で通知し、措置を講じる必要がないと認めるときは、その旨を当該消費者に書面で通知するものとする。

第8章 消費生活対策会議

（消費生活対策会議）

第46条 消費者行政の適正な運営及び消費者の被害救済の適正な処理を図るため、いわき市消費生活対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 市長が行おうとする指導又は勧告に関し意見を述べること。

(2) 市長が行おうとする公表に関し意見を述べること。

(3) 事業者の弁明を聴くこと。

(4) 市長から付託された紛争のあっせん又は調停を行うこと。

(5) 市長が行おうとする消費者訴訟の援助に関し意見を述べること。

(6) 第43条の2第1項の計画の作成又は変更に関し意見を述べること。

- (7) 前各号に定めるもののほか、消費者行政に関する重要事項、消費者の被害救済に関する事項及び消費者教育に関する事項を調査し、又は審議すること。
- 3 対策会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 消費者を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者
 - (4) 消費者団体を代表する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 対策会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 8 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 会長は、対策会議の調査、審議、あつせん又は調停に必要があると認めるときは、その案件に関係のある者の出席を求めることができる。
- 11 会長は、第2項各号の事項を処理するとき、必要に応じ、小委員会を設けることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第47条 削除

第9章 事業者の弁明

(事業者の弁明)

第48条 市長は、第8条、第20条、第24条、第30条第1項本文及び第37条の規定に基づく事業者に対する勧告又は公表については、それぞれ当該事業者に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。この場合において、市長は、当該事業者が指定した期日に出頭しないことに正当な理由があると認めるときは、当該事業者に対し、再度弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の規定による弁明は、対策会議において行う。

第10章 雑則

(適用除外)

第49条 この条例は、医師、歯科医師その他これに準じる者により行われる診療行為及びこれに準じる行為については、適用しない。

- 2 第2章第1節、第4章及び第7章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。

- 3 第17条の規定は、特定商取引に関する法律第26条に規定する訪問販売については、適用しない。

- 4 第4章の規定は、消費者が消費した資金がかけごと等市長が社会通念上健全な消費生活を営むために必要な資金ではないと認める金銭の貸借に係る被害については、適用しない。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、第46条の規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日いわき市条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日いわき市条例第58号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成13年３月29日いわき市条例第31号）

この条例は、平成13年６月１日から施行する。ただし、第16条の改正規定（「第２条第３項」を「第２条第４項」に改める部分に限る。）並びに第41条第１項及び第46条第４項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年３月29日いわき市条例第19号）

この条例は、平成14年10月１日から施行する。

附 則（平成26年９月24日いわき市条例第36号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成26年12月24日いわき市条例第50号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第27条第１項第１号、第27条の２、第28条第１項、第41条第２項及び第42条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

○いわき市民の消費生活を守る条例施行規則

昭和58年4月1日
いわき市規則第22号

改正	昭和58年9月30日いわき市規則第37号	昭和59年3月31日いわき市規則第9号
	昭和61年2月4日いわき市規則第2号	平成元年3月31日いわき市規則第20号
	平成5年11月17日いわき市規則第43号	平成7年3月31日いわき市規則第28号
	平成12年3月31日いわき市規則第29号	平成14年3月29日いわき市規則第10号
	平成16年12月28日いわき市規則第48号	平成19年3月30日いわき市規則第23号
	平成26年3月31日いわき市規則第12号	平成26年12月24日いわき市規則第60号
	平成28年3月31日いわき市規則第19号	

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	消費者の権利の確立
第1節	危害の防止（第2条・第3条）
第2節	表示の適正化（第4条—第6条の2）
第3節	包装の適正化（第7条）
第4節	取引方法等の適正化（第8条—第9条）
第3章	被害の救済（第10条—第26条）
第4章	消費者の申出（第27条）
第5章	消費生活対策会議（第28条—第35条）
第6章	事業者の弁明（第36条—第38条）
第7章	補則（第39条）

附則

第1章	総則 （趣旨）
-----	------------

第1条 この規則は、いわき市民の消費生活を守る条例（昭和58年いわき市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止 （身分証明書）

第2条 条例第9条第2項及び条例第38条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。

（安全性の立証の要求）

第3条 条例第13条第1項の規定に基づく安全性の立証の要求は、商品等の安全性立証要求書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定に基づく安全性の立証の再要求は、商品等の安全性立証再要求書（第3号様式）により行うものとする。

3 市長は、事業者から条例第13条第1項又は第2項の規定に基づく安全性の立証の要求又は再要求に市長の指定する期限までに応じることが困難である旨の申出があつた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

第2節 表示の適正化

（管理者氏名等の表示を要しない自動販売機）

第4条 条例第15条ただし書の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱（昭和50年11月10日大蔵省・農林省・通商産業省・厚生省通達）により、統一ステッカーちよう付の除外機種となっているもの
- (2) 事業者が専らその従業員の用に供するために設置したもの

第5条及び第6条 削除

（単位価格及び価格の表示）

第6条の2 条例第19条第2項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

(1) 1の店舗面積が500平方メートル以上の店舗（1の建物内で2以上の事業者が事業を営む場合でこれらの事業者の店舗面積の合計が500平方メートル以上となる店舗を含む。）において事業を営む者（次号の事業者を除く。）

(2) 消費生活協同組合又は農業協同組合（1の店舗面積が300平方メートル以上の店舗において事業を営む者に限る。）

2 条例第19条第2項の規則で定める商品等及び単位価格の表示に使用する単位は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 前項に規定する場合において、別表第1に掲げる商品のうちに銘柄、品質、品種及び組成が異なる商品と詰め合わせて販売されるものがあるときは、同項の規定にかかわらず、当該商品を同項の商品等とはしない。

4 条例第19条第2項の規則で定める単位価格及び価格の表示方法等は、別表第2に掲げるとおりとする。

5 第1項各号に規定する事業者は、単位価格及び価格の表示の実施を証する単位価格表示実施プレート（第3号様式の2）を店舗等の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 条例第19条第3項の規則で定めるプレートは、単位価格表示協力プレート（第3号様式の3）とする。

第3節 包装の適正化

（過大又は過剰包装の基準）

第7条 条例第23条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 容器に占める内容品以外の空間容積が、商品の安全性の確保その他の理由で市長がやむを得ないと認める場合を除き、20パーセント以下であること。

(2) 包装の費用が、商品の安全性の確保その他の理由で市長がやむを得ないと認める場合を除き、販売価格の15パーセント以下であること。

(3) 二次使用（空容器が他の用途に役立つことをいう。）を必要以上に強調して、消費者の商品選択を誤らせないこと。

(4) 無理な詰め合わせ又は抱き合わせをして、販売価格を不当に高くし、又は個々の商品を買えなくしないこと。

第4節 取引方法等の適正化

（条例第27条第1項第1号の不当な取引行為）

第8条 条例第27条第1項第1号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 商品等の販売若しくは提供若しくは訪問購入の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売若しくは提供若しくは訪問購入以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に近づき、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 商品等に関し、その品質、安全性、内容、取引の条件、取引の仕組その他取引に関する重要な情報を故意に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に際し、消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要性を有する事項について、虚偽の事実又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(4) 商品等の品質、内容又は取引の条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者に

誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(5) 商品等の購入若しくは設置又は利用が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(6) 自らを官公署若しくは公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(7) 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、威圧的な言動等を用いて、又は契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(8) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るようにそそのかし、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(9) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、若しくはその他の場所へ誘引して、執ように若しくは威圧的な言動を用いて契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させること。

(10) 商品等の購入又は利用の資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又はこれにより契約を締結させること。

(11) 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(12) 消費者の不幸を予言し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(13) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品等の購入又は利用の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(条例第27条第1項第2号の不当な取引行為)

第8条の2 条例第27条第1項第2号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に異常に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。

(2) 消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをすることができる権利を制限して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

(3) 消費者が購入又は利用の意思表示をした主たる商品等と異なるもの又は消費者が表示した年齢、収入等とは異なつた事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しく不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

(4) 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたつて供給される商品等の購入若しくは利用を内容とする契約を締結させること。

(5) 当該契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。

(6) 商品等の購入又は利用に伴つて消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体となした内容の契約を締結させること。

(条例第27条第1項第3号の不当な取引行為)

第8条の3 条例第27条第1項第3号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 消費者が他の事業者から商品等を購入すること又は提供を受けることを前提として、消費者に商品等を購入するため又は提供を受けるための資金を貸し付ける等の信用を供与する契約（以下「第三者与信契約」という。）において、商品等を販売又は提供する事業者の行為が条例第27条第1項第

1号又は同項第2号に規定する不当な取引行為のいずれかに該当することを知っていること。

(2) 第三者与信契約において、商品等を販売又は提供する事業者が取り扱う商品等の内容及び販売又は提供の方法、その信用状態等を十分把握するよう努めれば、その事業者の行為が条例第27条第1項第1号又は同項第2号に規定する不当な取引行為のいずれかに該当することを知ることができたにもかかわらずそのように努めなかつたため、そのことを知らないこと。

(条例第27条第1項第4号の不当な取引行為)

第8条の4 条例第27条第1項第4号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第三者与信契約において、履行期が過ぎているのに、商品等の提供がなされていない、提供された商品等が不完全なものである等、商品等を販売又は提供する事業者に対して生じている事由をもつて消費者等が正当に支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせること。

(2) 第三者与信契約において、商品等の購入又は利用の契約が成立していない、無効である等、商品等を販売又は提供する事業者に対して生じている事由をもつて消費者等が正当に支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせること。

(3) 第三者与信契約において、商品等を販売又は提供する事業者に対して生じている事由をもつて消費者等が正当に支払を拒否しているにもかかわらず、当該消費者の関係する者で法律上の支払の義務のないものに対し、債務の履行を強要し、又は債務の履行をさせること。

(条例第27条第1項第5号の不当な取引行為)

第8条の5 条例第27条第1項第5号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 消費者又はその保証人その他の法律上の支払の義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、又は困惑させること。

(2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、当該金融機関等に同行し、預貯金の払戻し又は借入れをさせること。

(3) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、当該消費者等に代わつて金融機関等において預貯金の払戻し又は借入れをさせること。

(4) 消費者等に対し、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関又は消費者等の関係する者に通知するということ。

(5) 消費者等が契約の成立等について争っているにもかかわらず、契約が成立した等と強引に主張すること。

(6) 消費者の関係する者で法律上の支払の義務のないものに対し、正当な理由がないにもかかわらず、電話等による通知をし、又は訪問すること。

(条例第27条第1項第6号の不当な取引行為)

第8条の6 条例第27条第1項第6号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 契約に基づく債務の履行の期日が過ぎているにもかかわらず、消費者からの履行の催促に対して適切な対応をすることなく、当該契約の内容に従つた当該債務の履行を拒否し、又は遅延させること。

(2) 契約の内容に従つた債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、担当者の不在、退職等を理由にして対応を拒み、当該債務の完全な履行を拒否し、又は遅延させること。

(3) 役務の提供を受ける契約において、消費者からの当該役務の提供の要求に対して適切な対応をすることなく、当該契約の内容に従つた役務の提供を拒否し、又は遅延させること。

(条例第27条第1項第7号の不当な取引行為)

第8条の7 条例第27条第1項第7号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

(1) 消費者がクーリング・オフの権利（割賦販売法（昭和36年法律第159号）、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）その他これらに類する法令の規定により申込みを撤回し、又は契約を解除する権利をいう。以下同じ。）を行使する際に、これを拒否し、又は黙殺すること。

- (2) 消費者がクーリング・オフの権利を行使する際に、消費者を欺き、又は威迫して、これを妨げること。
- (3) 消費者の口頭によるクーリング・オフの権利の行使に際して異議を述べなかつたにもかかわらず、クーリング・オフの権利が行使できる期間が経過した後に、当該クーリング・オフの権利の行使が書面によらなかつたことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。
- (4) 消費者の自発的な意思によることなく商品を使用させ、又は商品の全部若しくは一部を消費させることにより、クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (5) 消費者の自発的な意思によることなく役務を利用させることにより、クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (6) 消費者のクーリング・オフの申出に際し、法令上の根拠のない手数料、送料、役務の対価等の支払を要求することにより、クーリング・オフの権利の行使を妨げること。
- (7) 継続的に商品等を供給する契約において、消費者が正当な根拠に基づいて中途解約を申し出ているにもかかわらず、これを拒否する、解約に伴う高額な違約金を要求する、威迫する等して、契約の存続を強要すること。
- (8) 継続的に商品等を供給する契約において、消費者が正当な根拠に基づいて中途解約を申し出ているにもかかわらず、解約の条件として、新たに別の商品等を購入又は利用する契約を締結させることにより、実質的に契約の存続を強要すること。
- (9) 消費者が正当な根拠に基づいて契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消の申出をし、又は無効の主張をする際に、消費者を欺き、若しくは威迫して、これらを拒否し、又は契約の成立若しくは存続を強要すること。
- (10) 消費者による契約の申込みの撤回、契約の解除又は取消が有効になされたにもかかわらず、これらの事由によつて生ずる金銭の返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。
- (11) 契約が無効であるにもかかわらず、金銭の返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

(不当な貸付債権取立行為)

第9条 条例第28条第2項の規則で定める不当な貸付債権取立行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 債務者である消費者の保証人となつていない親族その他の縁故者に対し、返済を求めること。
- (2) みだりに、債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者の勤務先を訪れ、又は電話すること等債務者等である消費者を困惑させるような行動をとつて返済を求めること。
- (3) 返済能力のない債務者又は保証人である消費者に対し、他の貸金業を営む事業者から金銭を借り入れ、当該金銭をもつて自己の債務を返済するよう威圧的な言動で強要すること。
- (4) 返済能力のない債務者又は保証人である消費者に対し、債務を返済するために、クレジットカード(それと引換えに、若しくはそれを提示して特定の事業者から商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証票その他の物を総称していう。)を用いて商品を購入した後、当該商品を売却し、若しくは質入れして得た金銭をもつて自己の債務を返済するよう求め、又は当該商品を自己の債務の代わりに提供するよう求めること。
- (5) 債務者又は保証人である消費者に対し、借受け又は保証に関する事実を流布する旨告げる等脅迫的な言葉を用いて返済を求めること。
- (6) 債務者等である消費者の意に反して、その住居、勤務先、それらの周辺等に居直り、若しくは粗野若しくは乱暴な言葉若しくは字句を用い、若しくはその身边から離れず、若しくはその進路を邪魔し、又は建物、車内、船内等への同行を迫る等嫌がらせの手段を用いて返済を求めること。
- (7) 債務処理に関し、債務者若しくは保証人である消費者から、その権限を弁護士に委任した旨の通知若しくは民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停、破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の決定等の裁判上の手続をとつた旨の通知を受けた後に、若しくは弁護士から、その権

限を受任した旨の通知を受けた後に、又は次条の規定により市長から、紛争を第28条に規定する対策会議に付託した旨を通知する書面を受け取った後に、正当な理由がなく返済を求めること。

(8) その他債務者又は保証人である消費者に対し、市長が社会通念上正当ではないと認める方法によつて返済を求める等不当な貸付債権取立行為をすること。

第3章 被害の救済

(紛争の付託の通知)

第10条 市長は、条例第40条第4項に規定する措置を講じたときは、その旨を当事者に書面で通知するものとする。

(紛争のあつせん・調停調書)

第11条 条例第40条第5項の規則で定める調書は、紛争のあつせん・調停調書（第4号様式。第34条において「調書」という。）とする。

(消費者訴訟の資金の貸付け以外の援助)

第12条 条例第41条第1項又は第2項の規定に基づくその他必要な援助は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 弁護士のアフせん
- (2) 潜在被害者に対する呼び掛けその他の広報
- (3) 資料その他の情報の提供
- (4) その他市長が特に必要があると認めるもの

(訴訟資金の貸付けの範囲、貸付額及び貸付限度額)

第13条 消費者の訴訟又は反訴（以下この章において「消費者訴訟」という。）に要する費用（以下この章において「訴訟資金」という。）の貸付けの範囲は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、訴訟資金の貸付額（以下この条において「貸付額」という。）は、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の右欄によつて算定した貸付額が150万円を超えるときは、貸付額は、150万円を打ち切るものとする。

貸付けの範囲	貸付額
裁判手続費用	民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用を限度として、市長が相当と認める額
弁護士費用	訴訟代理人となる弁護士（以下この章において「弁護士」という。）に対する手数料（着手金）、謝金、日当等の支払額を限度として、市長が相当と認める額
権利保全費用	裁判所が決定した保証金、裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法（昭和41年法律第111号）の規定による手数料及び費用の額を限度として、市長が相当と認める額
強制執行費用	裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法の規定による手数料及び費用の額を限度として、市長が相当と認める額
その他訴訟費用	書証作成費用、通信連絡費用等訴訟遂行上必要な費用であつて、その支払額を限度として、市長が相当と認める額

(借受けの申請)

第14条 訴訟資金の貸付けを受けようとする消費者（以下この章において「申請人」という。）は、訴訟資金借受申請書（第5号様式。次条において「申請書」という。）に住民票1部の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定等)

第15条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、速やかに、第28条に規定する対策会議

の意見を聴いて貸付の適否を決定し、訴訟資金貸付決定・借受申請却下通知書（第6号様式）により、その旨を申請人に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し）

第16条 市長は、申請人が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前条に規定する貸付けの決定を受けたと認めるとき又は次条第1項に規定する期間内に同項に規定する契約を締結しないときは、その貸付けの決定を取り消すものとする。

（契約の締結等）

第17条 申請人は、第15条に規定する訴訟資金貸付決定通知書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、市長と訴訟資金貸借契約書（第7号様式。以下この章において「契約書」という。）により契約を締結しなければならない。

2 申請人は、前項の契約には、市長が適当と認める連帯保証人2人を立てなければならない。

3 市長は、第1項に規定する契約を締結したときは、申請人に対し、締結した日の翌日から起算して14日以内に、契約書に基づく貸付金（以下この章において「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

（貸付利息）

第18条 貸付金は、無利息とする。

（追加借受け）

第19条 貸付金を借り受けた申請人（以下この章において「借受人」という。）は、既に借り受けた貸付金だけでは消費者訴訟を継続していくことが困難になったとき又は上訴しようとするとき若しくは控訴審において反訴しようとするときは、市長に対し、貸付金の追加借受け（次項において「追加借受け」という。）を申請することができる。

2 第13条から前条までの規定は、前項に規定する追加借受けに準用する。

（貸付金の即時返済）

第20条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を直ちに返済させるものとする。

- (1) 貸付けに係る消費者訴訟を提起しないとき又は取り下げたとき。
- (2) 貸付金をその目的以外に使用したとき又は理由なくその目的に使用しないとき。
- (3) 連帯保証人2人を立てることができなくなつたとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段を用いて貸付金を借り受けたとき。
- (5) その他条例又はこの規則若しくは契約書に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により貸付金を返済させるときは、その貸付金を貸し付けた日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した利息を付することができる。

（貸付金の返済）

第21条 借受人は、消費者訴訟が終了したとき（追加貸付け分のうち、上訴又は控訴審における反訴に係るものについては、その上訴又は控訴審における反訴が終了したとき）は、終了の日の翌日から起算して6箇月以内に貸付金の全額を一括して返済しなければならない。

（延滞利息）

第22条 市長は、借受人が返済期限内に貸付金を返済しないときは、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする。ただし、第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（貸付金の返済期限の延長等）

第23条 市長は、第21条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を分割して返済させ、又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長し、一括若しくは分割して返済させることができる。

(1) 借受人が上訴したとき又は控訴審において反訴したとき。

(2) 借受人が勝訴の判決を得たにもかかわらず、相手方事業者からの金銭の支払等が遅れているとき。

(3) その判決に基づく強制執行手続が進行中であるとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく貸付金を分割して又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長して返済しようとする借受人は、訴訟資金分割返済・返済期限延長申請書（第8号様式。次項において「返済期限延長等申請書」という。）に前項第1号から第3号までのいずれかに該当すること又は貸付金を返済期限内に一括して返済することが困難なことを証する書類を添えて、返済期限の日の前日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する返済期限延長等申請書が提出された場合は、速やかに、第28条に規定する対策会議の意見を聴いて貸付金の分割返済又は返済期限の延長の認否を決定し、訴訟資金分割返済・返済期限延長決定・申請却下通知書（第9号様式）により、その旨を申請した借受人に通知するものとする。

4 市長は、借受人が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の分割返済又は返済期限の延長の決定を受けたと認めるときは、貸付金の分割返済又は返済期限の延長の決定を取り消すものとし、その決定を当初返済期限（貸付金の分割返済又は返済期限の延長の決定前の返済期限をいう。以下この章において同じ。）後に行つたときは、当初返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする。

（貸付金の返済の免除）

第24条 市長は、第21条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部の返済を免除することができる。

(1) 訴訟の結果、借受人が相手方事業者から金銭等を得ることができなかつたとき。

(2) 訴訟の結果、借受人が相手方事業者から得る金銭等の額が貸付金の額を下回つたとき。

(3) 相手方事業者の解散、破産手続開始の決定等の事情により、借受人が相手方事業者から金銭の支払等を受ける見込みがなくなつたとき。

(4) 借受人が死亡し、かつ、訴訟を承継すべき者がいないとき。

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく貸付金の全部又は一部の返済の免除を受けようとする借受人（前項第4号に該当する場合は、借受人の相続人とし、借受人の相続人がいないときは、連帯保証人とする。以下この章において同じ。）は、訴訟資金返済免除申請書（第10号様式。次項において「免除申請書」という。）に前項第1号から第4号までのいずれかに該当すること又は貸付金の全部若しくは一部の返済が困難であることを証する書類を添えて、返済期限の日の前日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する免除申請書が提出された場合は、速やかに、第28条に規定する対策会議の意見を聴いて貸付金の全部又は一部の返済の免除の認否を決定し、訴訟資金返済免除決定・申請却下通知書（第11号様式）により、その旨を申請した借受人に通知するものとする。

4 市長は、借受人が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の全部又は一部の返済の免除の決定を受けたと認めるときは、貸付金の全部又は一部の返済の免除の決定を取り消すものとし、その決定を当初返済期限後に行つたときは、当該返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする。

（届出）

第25条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に書面で届け出なければならない。

(1) 消費者訴訟を提起したとき。

(2) 消費者訴訟を取り下げたとき。

- (3) 消費者訴訟が終了したとき。
- (4) 弁護士に変更があつたとき。
- (5) 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。
- (6) 借受人、連帯保証人又は弁護士の氏名若しくは住所に変更があつたとき。
- (7) 連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更する必要があるとき。

2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、速やかにその旨を市長に書面で届け出なければならない。

3 訴訟の承継があつたときは、当該訴訟を承継した者は、速やかにその旨を市長に書面で届け出なければならない。

(資料の提出等)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、借受人に対し、貸付金に係る訴訟の進ちよく状況、資金の使用状況その他必要な事項について、報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

2 借受人は、前項の規定に基づく報告若しくは説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第4章 消費者の申出

(消費者の申出の書面)

第27条 条例第45条第1項に規定する書面は、申し出る消費者の氏名又は名称及び住所又は所在地、申出の趣旨及び内容、求める措置その他必要な事項を記載した書面とする。

第5章 消費生活対策会議

(会議)

第28条 いわき市消費生活対策会議（以下「対策会議」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期の満了に伴い新たに組織される対策会議の最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第29条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議又は調査に参加することができない。ただし、対策会議の同意があつたときは、この限りでない。

(1) 委員が案件の関係者若しくは法人である関係者の代表者であるとき又はあつたとき。

(2) 委員が案件の関係者若しくは法人である関係者の代表者と親族の関係にあるとき又はあつたとき。

(3) 委員が案件の関係者の後見人、後見監督人若しくは保佐人であるとき又はあつたとき。

(4) 委員が案件について関係者の代理人若しくは法人である関係者の代理人であるとき又はあつたとき。

(参考人又は鑑定人の出席要請)

第30条 会長は、対策会議の調査又は審議に必要があると認めるときは、参考人又は鑑定人の出席を求めることができる。

(対策会議の庶務)

第31条 対策会議の庶務は、市民協働部消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、対策会議が定める。

(紛争のあつせん又は調停)

第33条 対策会議は、条例第40条第4項の規定により紛争のあつせん又は調停を付託されたときは、適切かつ速やかに紛争のあつせん又は調停を行うものとする。

(紛争のあつせん又は調停の終了、打切り等)

第34条 対策会議の紛争のあつせん又は調停は、当事者間に合意が成立し、その旨を調書に記載したときに終了するものとする。

2 対策会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、紛争のあつせん又は調停を打ち切るものとする。

(1) 当事者が紛争に関して訴訟を提起しようとするとき又は提起したとき。

(2) 当事者が対策会議のあつせんに応じないとき又は対策会議が提示した調停案を受け入れないとき。

(3) その他あつせん又は調停を行うのに困難な事情があるとき。

3 対策会議は、紛争のあつせん又は調停が終了したときは、市長に調書を提出するものとする。紛争のあつせん又は調停を打ち切ったときも同様とする。

(小委員会)

第35条 小委員会の委員は、対策会議の委員のうちから、会長が指名する。

2 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する委員をもつてこれに充てる。

3 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の事務を掌理し、並びに小委員会の審議の経過及び結果を会長に報告する。

4 小委員会は、あらかじめ議決するところにより、小委員会の議決をもつて対策会議の議決とすることができる。

5 小委員会の議事の定足数及び表決数については、第28条の規定を準用する。

第6章 事業者の弁明

(聴聞の開催通知等)

第36条 市長は、条例第48条第1項の規定により事業者に弁明の機会を与えようとするときは、会長に対し、対策会議の開催を要請するものとする。

2 会長は、前項に規定する要請があつたときは、これに応じるものとし、速やかにその開催期日等を決定するものとする。

3 市長及び会長は、会長が事業者に弁明を行わせるために開催する対策会議の会議（以下この章において「聴聞」という。）を招集しようとするときは、連名で、弁明を行わせようとする事業者に対し、その期日の14日前までに聴聞開催通知書（第12号様式。以下この条において「通知書」という。）を送付するものとする。

4 会長は、条例第46条第10項の規定により関係者（弁明を行わせようとする事業者を除く。以下この条において同じ。）の出席を求めようとするときは、前項に準じて、当該関係者に通知書を送付するものとする。

5 市長は、通知書を送付したときは、直ちに必要な事項を公告するものとする。

6 通知書を受理した事業者又は関係者は、海外出張その他やむを得ない理由により聴聞の開催期日（以下この条において「指定した期日」という。）に出頭できないときは、市長及び会長に対し、書面で指定した期日の変更を申し出ることができる。

7 市長及び会長は、前項の規定に基づく指定した期日の変更の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、指定した期日を変更するものとする。

8 第3項から第5項までの規定は、指定した期日を変更する場合及び聴聞を続行する場合に準用する。

9 弁明を行おうとする事業者又は関係者は、聴聞に代理人を立てようとするときは、その代理権を証する書面を事前に会長に提出しなければならない。

(聴聞)

第37条 聴聞は、口頭審理により行うものとする。

2 事業者の弁明を聴取する者（以下この章において「聴取者」という。）は、市長又はその指名す

る職員とする。

3 議長は、聴聞を行うに当たっては、その開始を告げた後、聴取者に弁明を行う事業者又はその代理人（以下この章において「弁明者」という。）に対して勧告しようとする理由、内容等（公表しようとする場合に開催される聴聞にあつては、勧告に従わない事実、公表しようとする内容等）を陳述させ、その後に弁明者に弁明及び証拠の提出（証拠がある場合に限る。以下この章において同じ。）を求めるものとする。

4 議長は、関係者（その代理人を含む。以下この章において同じ。）に対し、随時発言を求めることができる。

5 委員は、議長の許可を得て、弁明者、関係者又は聴取者に対し、質問することができる。

6 議長は、必要があると認めるときは、弁明者、関係者又は聴取者に対し、陳述を制限することができる。

7 議長は、勧告に係る聴聞については、これを公開して行うものとする。この場合において、議長は、聴聞の秩序を維持するために必要があると認めるときは、入場しようとする傍聴人の人員を制限し、又はその秩序を乱した傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

8 議長は、聴聞が終了したとき又は聴聞を続行する必要がないと認めるときは聴聞の終結を、聴聞がその期日に終結しないときは別に期日を指定して聴聞を続行する旨を告げるものとする。

（聴聞記録及び証拠の保存等）

第38条 議長は、聴聞を開催したときは、その都度、聴取者の陳述の内容の要旨、弁明者の弁明の内容の要旨その他必要な事項を記載した聴聞記録を作成し、市長に保存させるものとする。

2 議長は、前条第3項の規定により提出された証拠のうち、必要があると認めるものについては、市長に保存させるものとする。

3 議長は、証拠を提出した弁明者がその証拠を市長に保存させることを拒否したときは、その旨を聴聞記録に記載するものとする。

4 第2項の規定により市長が保存する証拠が書面であるときは、その写し（マイクロフィルム等に縮小転写されたものを含む。）をもつてこれに代えることができる。

5 市長は、市民から、その保存する聴聞記録又は証拠について、閲覧の申出があつたときは、これを閲覧させるものとする。ただし、非公開で行つた聴聞に係る聴聞記録又は証拠については、弁明者、関係者又は会長若しくは委員であつた者以外には閲覧させてはならない。

第7章 補則

（委任）

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、第28条から第32条までの規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月30日規則第37号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日いわき市規則第9号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月4日いわき市規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第8条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日いわき市規則第20号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年11月17日いわき市規則第43号）

この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日いわき市規則第 28 号）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日いわき市規則第 29 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日いわき市規則第 10 号）

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日いわき市規則第 48 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日いわき市規則第 23 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日いわき市規則第 12 号）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日いわき市規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日いわき市規則第 19 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条の 2 関係）

商品		表示に使用する単位
加工食品	ハム	100 g
	ソーセージ	100 g
	マーガリン	10 g 又は 100 g
	チーズ	10 g 又は 100 g
	スパゲッティ	100 g
	トマトケチャップ	10 g 又は 100 g
	マヨネーズ	10 g 又は 100 g
	食用油	10 g 又は 100 g
	たらこ	100 g
	すじこ	100 g
	生鮮精肉	100 g
食品	まぐろ（盛りつけ刺身を除く。）	100 g
	ばれいしょ	100 g
	玉ねぎ	100 g
	にんじん（調理用に切ったものを除く。）	100 g
	バナナ	100 g

備考 1 商品を製造する段階又は輸入する段階で、表以外の計量単位で単位価格の表示がなされている場合又は単位価格の表示がなされていないで、内容量の表示のみがなされている場合は、当該計量単位を用いて単位価格の表示をすることができる。ただし、当該計量単位のうち、ポンド、オンス等消費者に分かりにくい計量単位については、この限りでない。

2 表示に使用する単位の10倍以上の内容量で販売される商品については、1キログラムを用いて表示することができる。

3 表示に使用する単位より少ない内容量で販売される商品については、当該表示に使用する単位を10で除して得た単位を用いて表示することができる。

別表第2（第6条の2関係）

表示 方法 等	表示 事項	面前計量をして販売する場合	商品名、表示に使用する単位及び単位価格
		面前計量をしないで販売する場合	商品名、表示に使用する単位、単位価格、内容量及び販売価格
	表示 方法	次のいずれか1以上の方法で行うこと。 ア 商品ごとに、直接ラベルをはりつけて表示し、又は印刷し、若しくは手書きして表示する方法 イ 商品の陳列棚等にラベルをはりつけ、又は差し込んで表示する方法 ウ 商品の近くに下げ札又は置き札で表示する方法 エ 商品の近くに一覧表で表示する方法	

備考 商品の銘柄、品質、品種及び組成が同一のものを2以上詰め合わせて販売する場合は、それらを1の商品とみなして表示すること。

第1号様式（第2条関係）

（表 面）

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、いわき市民の消費生活を守る条例の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。 年 月 日発行 いわき市長 印	

（裏 面）

いわき市民の消費生活を守る条例（抜すい）
（立入調査等）
第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者若しくは関係人に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って、帳簿、書類、商品等その他必要な事項を調査させ、若しくは事業者若しくは関係人に対し、質問させることができる。
（立入調査等）
第38条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に当該事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入って帳簿、書類、生活関連物資等その他必要な事項を調査させ、若しくは当該事業者に対し、質問させることができる。

第2号様式（第3条関係）

商品等の安全性立証要求書

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

あなたが販売する商品若しくは権利又は提供する役務は、安全性に疑いがあるので、いわき市民の消費生活を守る条例第13条第1項の規定に基づき、次により、その商品、権利又は役務が安全であることを立証するように求めます。

商品、権利又は役務の名称	
立証を求める理由	
立証を求める事項	
立証期限 年 月 日	資料の提出先 部 課

第3号様式（第3条関係）

商品等の安全性立証再要求書

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

いわき市民の消費生活を守る条例第13条第1項の規定に基づき、 年 月 日
付け 第 号であなたが販売する商品若しくは権利又は提供する役務が安全である
ことを立証するよう求めましたが、ま だ 立 証 し て い な
いので、同条第2項の規定に基づき、その商品、権利又は役務が安全であることを立証
するよう、再度求めます。

商品、権利又は役務の名称	
立証を求める理由	
立証を求める事項	
立証期限 年 月 日	資料の提出先 部 課

第3号様式の2（第6条の2関係）

 単位価格表示実施店 この店は、いわき市民の消費生活を守る条例の規定により、単位価格表示を行っています。 皆様方のお買物の目安にしてください。 い　　わ　　き　　市
--

寸法	縦	35センチメートル
	横	45センチメートル
	厚さ	5ミリメートル
地色	黄色	
市章及び文字	濃紺	
材質	合成樹脂	

第3号様式の3（第6条の2関係）

 単位価格表示協力店 この店は、いわき市民の消費生活を守る条例の規定により、単位価格表示を行っています。 皆様方のお買物の目安にしてください。 い　　わ　　き　　市
--

寸法	縦	35センチメートル
	横	45センチメートル
	厚さ	5ミリメートル
地色	黄色	
市章及び文字	濃紺	
材質	合成樹脂	

第4号様式（第11条関係）

紛争のあつせん調停調書

年 月 日

いわき市長 様

いわき市消費生活対策会議会長

年 月 日受託	受付 第 号	年 月 日 ☐ 終 了 ☐ 打 切 り
消費者の住所		相手方事業者の住所
氏 名		名 称
		(代表者) 氏名
紛争の内容		事業者の言い分
対策会議の処理区分 ☐ あつせん ☐ 調停 ☐ あつせん後調停		あつせん又は調停の回数 あつせん 回 調停 回
合意した内容		打ち切った理由 ☐ 消費者が訴訟を提起した（しようとする）ため。 ☐ 事業者 ☐ 消費者があつせんに応じないため。 ☐ 事業者 ☐ 消費者が調停案を受け入れないため。 ☐ 事業者 ☐ 次のような事情があるため。
市長	副市長	部長
次長	課長	課長補佐
係長	係員	

第5号様式（第14条関係）

(表 面)

訴 訟 資 金 借 受 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

申請人 住 所.....

氏 名.....

生年月日 年 月 日.....

職 業..... 電話
番 号.....

- 注意 1 共同して訴訟を提起する者がいる場合は、その者の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を記載した名簿を添付すること。
- 2 住民票1部の写しを添付すること（共同して訴訟を提起する者がいる場合は、その者の分も必要）。
- 3 追加借受申請の場合は、既に借り受けた訴訟資金の使途を証明する書類を添付すること。

被害額（反訴は、 記入不要） 円	訴訟の目的の価額 円	訴訟（反訴）経費 （下記の合計額） 円	借受申請額（下記の合 計額） 円					
借受けの区分等		裁判手続費用 円	裁判手続費用 円					
□初めての借受申請→ □訴えの提起 □反訴の提起		弁護士費用 円	弁護士費用 円					
□資金不足 □控訴の提起 □追加借受申請→ □抗告の提起 □上告の提起 □反訴の提起 （控訴審）		権利保全費用 円	権利保全費用 円					
		強制執行費用 円	強制執行費用 円					
		その他訴訟費用 円	その他訴訟費用 円					
弁護士の住所		提訴（予定）裁判所名						
氏名		提訴（予定）年月日 年 月 日	共同訴訟者の人数 （申請人を除く。）人					
相手方事業者の住所		被害者の住所（申請人と異なる場合だけ記入）						
名称		氏名						
(代表者) 氏名		生年月日 年 月 日	職業					
		電話番号	申請人との関係					
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

(裏 面)

被害の状況（具体的に詳しく記入すること。）

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

対策会議の意見（申請人は、記入しないこと。）

貸付けの適否

□貸し付けすることが望ましい。→

貸付額は、☐申請額どおりとすることが望ましい。
☐_____円とすることが望ましい。

☐ 次の理由により、貸し付けすることは望ましくない。

.....

.....

.....

年 月 日決定

会長

第6号様式（第15条関係）

訴訟資金貸付決定通知書
借受申請却下

第 号
年 月 日

様

いわき市長

印

区分

- ☐貸し付けします。
☐貸し付けしません。

対 年 月 日付け申請

貸付決定額 裁判手続費用	円	貸し付けしない（却下した）理由
弁護士費用	円	
権利保全費用	円	
強制執行費用	円	
その他訴訟費用	円	
合 計	円	
契約手続 この通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、同封した「訴訟資金貸借契約書」により契約を結びますので、必要な事項を御記入の上、期限内にへお持ちください。		

お問い合わせは、（電話 内線 ）へどうぞ。

第7号様式（第17条関係）

訴 訟 資 金 貸 借 契 約 書

いわき市を甲とし、を乙として、訴訟資金の貸借について、次のとおり契約を締結する。

（金銭の貸借）

第1条 甲は、訴訟資金として金円を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

（使用目的）

第2条 乙は、貸付金を消費者訴訟に要する経費に充てるものとし、その目的以外に貸付金を利用してはならない。

（貸付けの時期）

第3条 甲は、貸付金をこの契約を締結した日の翌日から起算して14日以内に乙に貸し付けるものとする。

（貸付利息）

第4条 貸付金は、無利息とする。

（即時返済）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を直ちに返済させるものとする。

- （1） 貸付けに係る消費者訴訟を提起しないとき又は取り下げたとき。
- （2） 貸付金をその目的以外に使用したとき又は理由なくその目的に使用しないとき。
- （3） 連帯保証人2人を立てることができなくなつたとき。
- （4） 虚偽の申請その他不正な手段を用いて貸付金を借り受けたとき。
- （5） その他条例又は規則若しくはこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により貸付金を返済させるときは、貸付金を貸し付けた日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した利息を取ることができるものとする。

3 前項に定める年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても365日の割合とする（以下同じ。）。

（返済）

第6条 乙は、消費者訴訟が終了したとき（追加貸付け分のうち、上訴又は控訴審にお

ける反訴に係るものについては、その上訴又は控訴審における反訴が終了したとき）は、終了の日の翌日から起算して6箇月以内に貸付金の全額を一括して甲に返済しなければならない。

(延滞利息)

第7条 甲は、乙が返済期限内に貸付金を返済しないときは、やむを得ない理由があると認める場合を除き、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(返済期限の延長等)

第8条 甲は、第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、貸付金を分割して返済させ、又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長し、一括若しくは分割して返済させることができるものとし、その期限等は、訴訟資金分割返済決定通知書によるものとする。

2 甲は、乙が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する訴訟資金の分割返済又は返済期限延長の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとし、その決定を決定前の返済期限の後に行つたときは、決定前の返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(返済の免除)

第9条 甲は、第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、貸付金の全部又は一部の返済を免除することができるものとし、その免除額等は、訴訟資金返済免除決定通知書によるものとする。

2 甲は、乙が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の全部又は一部の返済の免除の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとし、その決定を決定前の返済期限の後に行つたときは、決定前の返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(届出事項)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。

- (1) 消費者訴訟を提起したとき。
- (2) 消費者訴訟を取り下げたとき。

- (3) 消費者訴訟が終了したとき。
 - (4) 弁護士に変更があつたとき。
 - (5) 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。
 - (6) 乙、連帯保証人又は弁護士の氏名若しくは住所に変更があつたとき。
 - (7) 連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更する必要があるとき。
- 2 乙が死亡したときは、乙の相続人（乙の相続人がいないときは、連帯保証人）は、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。
- 3 訴訟の承継があつたときは、当該訴訟を承継した者は、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。

(資料の提出等)

- 第11条** 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、貸付金に係る訴訟の進捗よく状況、資金の使用状況その他必要な事項について、報告若しくは説明又は資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の規定による報告若しくは説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約締結費用)

- 第12条** この契約の締結に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(補則)

- 第13条** この契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、条例及び規則によるものとし、条例及び規則に定めがないときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書4通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲	いわき市 いわき市長	氏	名 印
乙	住 所 氏 名		印
連帯保証人	住 所 氏 名		印
連帯保証人	住 所 氏 名		印

第8号様式（第23条関係）

(表 面)

訴訟資金 分割返済申請書
返済期限延長

年 月 日

いわき市長 様

借受人住所.....

氏名.....

注意「申請の理由」欄のいずれかに該当することを証明できる書類を添付すること。

訴訟資金貸付決定書	返済計画							
第 年 月 日 号	年 月 日	円						
貸付金の総額 円	年 月 日	円						
未返済額 円	年 月 日	円						
貸付金に係る訴訟 年 月 日終了	年 月 日	円						
貸付金の返済期限 年 月 日	年 月 日	円						
申請の理由	年 月 日	円						
☐ 上訴又は控訴審で反訴したため。	年 月 日	円						
☐ 勝訴の判決を得たが、相手方事業者からの金銭の支払等が遅れているため。	年 月 日	円						
☐ 判決に基づく強制執行手続が進行中であるため。	年 月 日	円						
☐ 上記の三つの理由には該当しないが、分割又は返済期限を延長しなければ返済が困難な事情があるため。	年 月 日	円						
希望する未返済金の返還方法	年 月 日	円						
☐ 返済期限内分割返済	年 月 日	円						
☐ 返済期限後一括返済	年 月 日	円						
☐ 返済期限後分割返済	年 月 日	円						
☐ 返済期限内と返済期限後とに分割返済	合 計	円						
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

(裏 面)

対策会議の意見（借受人は、記入しないこと。）

返済期限延長等の適否

☐ 分割返済させることが望ましい。
返済期限を延長させる

☐ 分割返済は、☐申請どおりとすることが望ましい。
返済期限の延長、☐次欄のようにすることが望ましい。

☐ 次の理由により、分割返済させることは望ましくない。

.....

.....

	年 月 日決定 会長
--	------------

返 済 期 限	返 済 額	返 済 期 限	返 済 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
		合 計	円

第9号様式(第23条)

訴訟資金 分割返済決定通知書
返済期限延長申請却下

第 号
年 月 日

様

いわき市長

印

区分

- ☐ 分割返済・返済期限延長を認めます。
☐ 分割返済・返済期限延長を認めません。

対 年 月 日付け申請

返済期限 年 月 日	返済額 円	認めない(却下した)理由
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
合 計	円	

注意 返済期限までに返済しないときは、特別の事情がない限り、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るようになりますので、御承知ください。
お問い合わせは、(電話 内線) へどうぞ。

第10号様式（第24条関係）

(表 面)

訴 訟 資 金 返 済 免 除 申 請 書

年 月 日

いわき市長 様

借受人住所.....

氏名.....

- 注意 1 「申請の理由」欄のいずれかに該当することを証明できる書類を添付すること。
- 2 訴訟資金の使途を証明する書類を添付すること。

返済免除の対象 ☐ 未返済金の全部 ☐ 未返済金の一部	貸付金の総額 円	未返済額 円	免除申請額 円					
訴訟資金貸付決定書 年 月 日 第 号		貸付金に係る訴訟 年 月 日終了	貸付金の返済期限 年 月 日					
申請の理由 ☐ 訴訟の結果、相手方事業者から金銭等を得ることができなかつたため。 ☐ 訴訟の結果、相手方事業者から得る金銭等の額が貸付金の額を下回つたため。 ☐ 相手方事業者の解散、破産手続開始の決定等の事情により、相手方事業者から金銭の支払等を受ける見込みがなくなつたため。 ☐ 借受人が死亡し、かつ、訴訟を継承すべき者がいないため。 ☐ 上記の四つの理由には該当しないが、返済が困難な事情があるため。								
市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

(裏 面)

対策会議の意見（借受人は、記入しないこと。）

返済免除の適否

☐返済を免除することが望ましい。

↳ 返済免除は、☐申請どおりとすることが望ましい。
☐次のようにすることが望ましい。

免除額

円

返済期限（一部免除の場合に記入）

年

月

日

☐次の理由により、返済を免除することは望ましくない。

.....

.....

年 月 日決定

会 長

第11号様式（第24条関係）

訴訟資金返済免除決定通知書
申請却下

第 号
年 月 日

様

いわき市長 印

区分
☐返済免除を認めます。
☐返済免除を認めません。

対 年 月 日付け申請

貸付金の総額 円	認めない（却下した）理由
未返済額（1） 円	
返済免除額（2） 円	
今後返済しなければならない返済金 （1）－（2）＝（3） 円	
（3）の返済期限 年 月 日	

注意 返済期限までに返済しないときは、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るようになりますので、御承知ください。

お問い合わせは、（電話 内線 ）へどうぞ。

第12号様式（第36条関係）

聴 聞 開 催 通 知 書

年 月 日

様

いわき市長 印

いわき市消費生活対策会議会長

いわき市民の消費生活を守る条例第48条第1項の規定に基づき、あなたに弁明の機会を与えますから、次のとおり出席してください。

やむを得ない理由がある場合は、書面で期日の変更を申し出ることができるほか、代理人を出席させることができます。

代理人を出席させる場合は、事前にいわき市消費生活対策会議会長に委任状を提出してください。

なお、あなた若しくはあなたの代理人が弁明を拒否したとき又はあなた若しくはあなたの代理人が正当な理由がないのに出席しないときは、いわき市消費生活対策会議の意見を聴いて、あなたに勧告することがありますから、御承知ください。
あなたの氏名その他を公表

聴聞の期日 年 月 日 午前 午後 時 分	聴聞の場所
聴聞の条件	
勧告しようとする理由、内容等 勧告に従わない事実、公表しようとする内容等	

お問い合わせは、（電話 内線 ）へどうぞ。

○いわき市消費生活センター条例

昭和48年12月20日
いわき市条例第75号

改正 平成13年12月26日いわき市条例第59号
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いわき市消費生活センター	いわき市平字一丁目1番地

(事業)

第3条 いわき市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する知識の普及に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の提供に関すること。
- (4) 消費生活に係る商品の簡易な試験、検査等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可)

第4条 消費生活センターの施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用)

第5条 消費生活センターの施設又は設備の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守して使用しなければならない。

- 2 市長は、使用者が前項の規定に違反したときは、使用の許可を取消することができる。

(損害賠償)

第6条 消費生活センターの施設若しくは設備を滅失し、又はき損した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年2月15日から施行する。

附 則(平成13年12月26日いわき市条例第59号)

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

○いわき市消費生活センター条例施行規則

昭和49年2月13日
いわき市規則第7号

改正 平成元年12月28日いわき市規則第56号 平成4年9月21日いわき市規則第41号
平成5年3月31日いわき市規則第14号 平成7年3月31日いわき市規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、いわき市消費生活センター条例（昭和48年いわき市条例第75号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休所日)

第2条 消費生活センターの定期休所日は、いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、消費生活センターの全部又は一部について、臨時に休所し、又は開所することができる。

(使用時間)

第3条 消費生活センターの使用時間は、前条の定期休所日を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(使用の申請及び許可)

第4条 消費生活センターの施設又は設備を使用しようとする者は、使用する日の3日前までに消費生活センター使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、消費生活センター使用許可書（第2号様式）を交付する。

(使用許可書の携帯)

第5条 前条第2項の規定により交付を受けた消費生活センター使用許可書は、使用中常時携帯し、市長の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用のとりやめ)

第6条 使用者は、消費生活センターの施設又は設備の使用を取りやめようとするときは、すみやかに、その旨を市長に届出なければならない。

(使用者に対する指示)

第7条 市長は、消費生活センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、消費生活センターの施設又は設備の使用に関して必要な指示をすることができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、消費生活センターの施設又は設備の使用にあつては、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消費生活センターの施設若しくは設備を滅失し、又はき損しないこと。
- (2) 消費生活センターにおける清潔及び整頓を保持すること。
- (3) 消費生活センターにおける風紀及び秩序を乱さないこと。
- (4) 使用が終つたとき、又は使用許可を取消されたときは、直ちに施設若しくは設備を原状に回復すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条の規定により市長が指示する事項

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年2月15日から施行する。

附 則（平成元年12月28日いわき市規則第56号）

この規則は、平成2年2月1日から施行する。

附 則（平成4年9月21日いわき市規則第41号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日いわき市規則第14号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成7年3月31日いわき市規則第28号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

第1号様式

※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号
-----------------	--------------

年 月 日

いわき市長 様

申請者住所.....

職業又は団体名.....

氏名又は代表者名.....

消費生活センター使用許可申請書

使 用 目 的			
使用する施設・ 設 備 の 名 称		使用 人員	名
使 用 日 時	自 年 月 日 (午前 時 分) 至 年 月 日 (午後 時 分)		
使用責任者の 住 所・氏 名	住 所 氏 名		
その他参考事項			

※ 許 可 条 件	
※ 受付年月日	年 月 日

注意

※印の欄は記入しないこと。

第2号様式

年 月 日

様

いわき市長

印

消費生活センター使用許可書

使 用 目 的	
使用する施設・ 設 備 の 名 称	
使 用 日 時	自 年 月 日 (午前 時 分) 至 年 月 日 (午後 時 分)
使用責任者の 住 所・氏 名	住 所 氏 名
その他参考事項	

許 可 条 件	
申 請 年 月 日	年 月 日
受 付 年 月 日	年 月 日

注意

- 1 使用するときは、この許可書を携帯し、請求があつたときは、提示すること。
- 2 この許可書を他人に譲渡又は貸与することはできない。
- 3 準備、あと仕末に要する時間は、利用時間に含まれる。

第二次いわき市消費者教育推進計画(概要版)

(令和4年度～令和8年度)

I 計画の基本的な考え方

私たちは、生まれてから一生を終えるまで、誰もが消費者です。

そして、消費者として物を購入したり、いろいろな契約をしたり、電気・水道などの資源を消費しながら生活をしています。

そうした私たち消費者を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化社会が進行する中で、高度情報化社会の進展等に伴い急激に変化しており、地域や家族のつながりが希薄化している中、特に「若年層及び高齢者の消費者被害」、「インターネットや情報通信に関連するトラブル」等に関する相談が増加傾向にあるなど、ますます複雑化・深刻化しています。

そのため、被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者を育成し、さらには社会の一員としてより良い市場とより良い社会の発展のために、積極的に関与する消費者を育成していく必要があります。

このことから、本市においては、消費者の自立支援として、年齢や性別、障がいの有無など、消費者の特性に配慮した切れ目のない学びの機会を創出するとともに、消費者自身が、個人ではなく、社会の一員として、消費者市民社会(※)の形成に参画することの重要性についての理解促進を図るため、平成28年3月に策定した「いわき市消費者教育推進計画」を改定することにしました。

※消費者市民社会

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことで、一人一人の消費者が、自分だけではなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

いわき市消費生活センター

電話 0246(22)0999(相談専用)

0246(22)7021(事務専用)

住所 福島県いわき市平字一丁目1番地 ティーワンビル4階

2 消費者を取り巻く状況（令和3年3月31日現在）

- ◎ 消費生活センターへの相談件数に対する若年者・高齢者の相談割合
 - 若年者（29歳以下） 10.7%（前年比15%増）
 - ➡ 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、18歳、19歳の年代の消費者トラブル増加が懸念されます。
 - 高齢者（65歳以上） 30.7%（前年比7%増）
 - ➡ 高齢化がますます進行し、高齢化や認知症等による判断力の低下により消費者トラブルの増加が懸念されます。
- ◎ 悪質な詐欺の相談内容
 - 架空請求 66件（前年比50%減）
 - 偽の通販サイト 45件（前年比104%増）
 - ➡ これまで主流であった架空請求の相談は減少しましたが、コロナ禍で外出を控えたことでインターネットの利用が活発になったため、偽の通販サイトから商品を購入しようとしてお金をだまし取られたという相談が増加しています。
- ◎ 消費者教育の実施状況
 - 令和2年度の消費生活講座実施状況
小学校21回、中学校11回、高校1回、公民館3回、その他35回
受講者数延べ3,202人

3 消費者教育の基本的方向性 （安全・安心を確保した「市民生活」を目指して！）

- ◎ 幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭、職域等の様々な場における消費者あんしんサポートとして、消費者教育を受けることができる機会を創出します。
- ◎ 年齢、性別、障がいの有無、消費生活に関する知識の量など、消費者の特性に配慮した消費者教育を実施します。
- ◎ 消費生活センターが消費者教育や人材育成の中核拠点となり、消費者教育に関連した様々な情報を集積し、皆様に提供していきます。
- ◎ 消費者教育の専門知識を有した「消費生活コーディネーター」を配置し、消費生活講座の講師として派遣するなど効果的な消費者教育を推進します。

重点目標

- 1 若年層の消費者教育の推進
- 2 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- 3 デジタル社会の発展に対応した消費者教育の推進

4 消費者教育推進の具体的な施策の内容

- ◎ 消費者教育を実践する場を創出します。

学校（小・中・高校、大学、専門学校等）においては、それぞれの年代に必要な消費者力を見極め、学習指導要領に基づく授業に加えて、講師として消費生活コーディネーターの派遣や、副読本等の配付などを実施します。次に地域においては、高齢者や障がい者の方たちに対して、公民館や集いの場等における消費生活講座の開催や啓発資料の配付、見守り活動を行う方たちに対する研修会などを実施します。また、家庭や職場においては、様々な広報媒体を利用した情報発信などを実施します。
- ◎ 消費者教育を担う人材を育成します。

消費者教育の中核を担う消費生活コーディネーターを育成し、地域等へ派遣することで様々な集いやサークル等における消費生活講座の開催や、消費者トラブルに対する助言などを行うことを目指します。
- ◎ 消費者教育に関連した教材等を作成し活用します。

小学生用副読本や、新成人・新社会人用ガイドブック、高齢者向けの啓発資料など、各ライフステージに対応した教材等を作成し配布します。また、市ホームページやSNS、市防災メールなどあらゆる広報媒体を利用した情報発信を実施します。
- ◎ 関係機関等とのネットワークを構築します。

なりすまし詐欺の被害防止のため、福島県警察本部が設立した「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」への情報提供や、高齢者や障がい者の見守り活動を行う機関との情報共有など、関係機関等との連携強化に努めます。
- ◎ 他の消費生活に関連する教育との連携を推進します。

SDGsや金融経済に関連する教育など、消費生活と関わりが深い教育に対して、連携を強化し効果的な教育の実施に努めます。

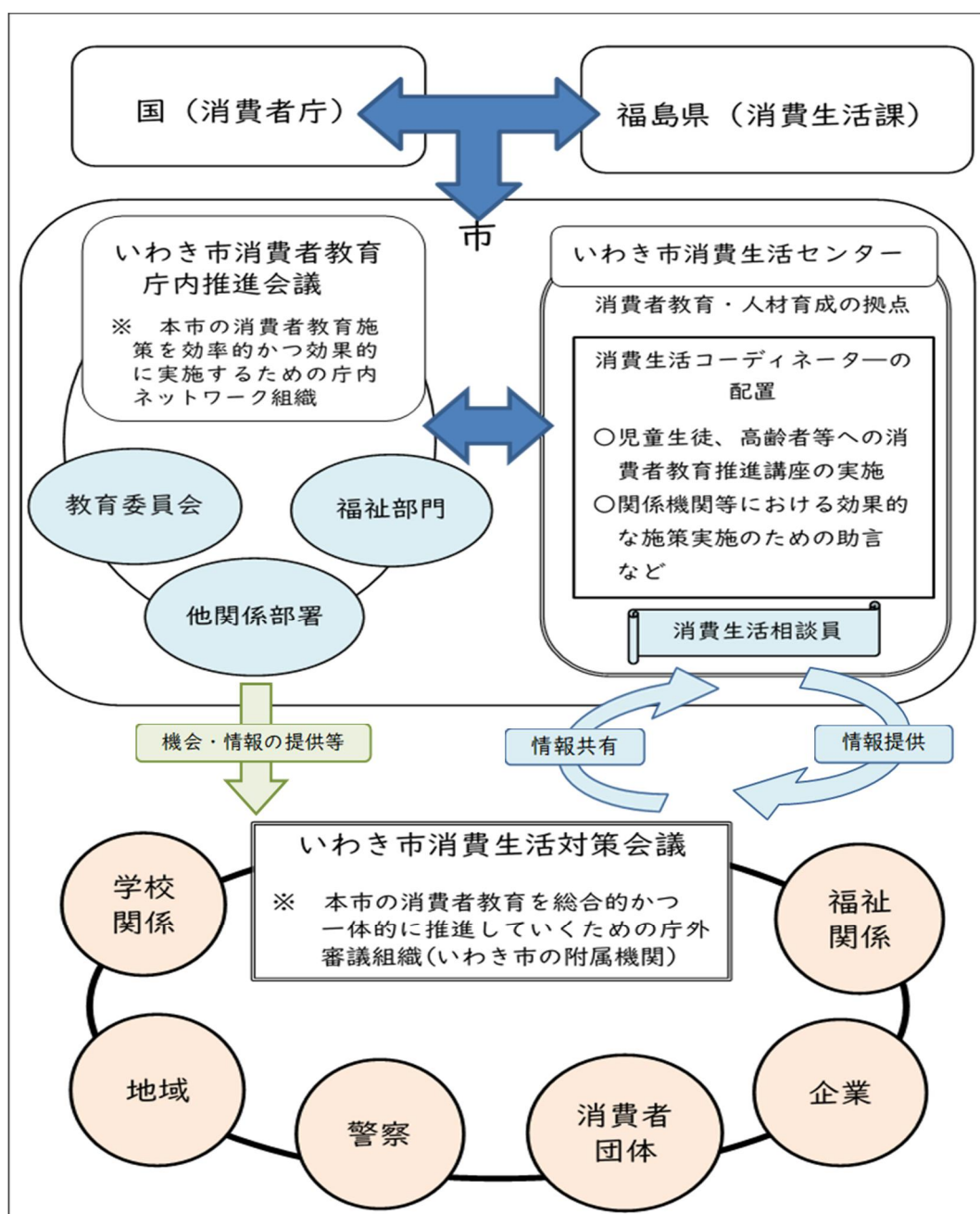
5 推進体制と進行管理

◎ 推進体制

市内ネットワーク組織の「いわき市消費者教育市内推進会議」及び市外審議組織である「いわき市消費生活対策会議」と密接な連携を図りながら消費者教育を効率的・効果的に実施します。

◎ 進行管理

国・県の動向を注視しながら「いわき市消費者教育市内推進会議」及び「いわき市消費生活対策会議」において消費者教育の推進に関する進捗状況等について調査・検討を行い、適切な進行管理に努めます。



令和8年度
いわき市の消費者行政
(令和7年度実績)

令和8年7月発行

編集・発行 いわき市 市民協働部 消費生活センター

〒970-8026 福島県いわき市平字一丁目1番地

ティーンビル4階

TEL 0246 (22) 7021 (直通)

0246 (22) 0999 (相談専用)

FAX 0246 (22) 0985
